

藩領社会の人々とくらし：大村藩『郷村記』の分析 を中心に

高野，信治
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1546817>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 58, pp.81-130, 2015-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

藩領社会の人々とくらし

——大村藩『郷村記』の分析を中心に——

高野信治

はじめに

地域社会の人々が、いかなる統治政策環境のなかでどのような「くらし」を実現しているのか。かかる通時的な問題について、ここでは近世（江戸時代）の「藩領社会」を舞台に、具体的な様相を探りたい。

藩領社会とは、藩の統合組織としての権力システムと統治対象としての領域社会を総合化し、藩政と地域を統一的にみるフレームワークと考えている⁽¹⁾。研究史的には、岡山藩研究会編『藩世界の意識と構造』岩田書院、二〇〇〇年で提示された「藩世界」論に触発された見方である。なお、その後、領主と地域の関係性をめぐる核心的なテーマを強く意識した「藩地域」論の立場から様々な観点からの成果が出されているが、概して藩政や支配機構など領主側の統治組織とそれを実現する地域社会の分析、という動向が強くなっているのが指摘できようか。かかる視角の重要性を認識した上で、本稿では領主側が文字通り「藩領社会」把握のために作成した記録を軸に、地域の人々の構成と彼らの民俗慣行なども含めたくらしのあり方についてあぶり出し、領民の武士・領主層に対する認識や社会秩序観の考察へつなげたい。

一、藩領社会の記録化

その記録とは、九州北西部の旧族居付大名・大村氏が作成した『郷村記』^③である。領主側の作成という史料的な制約を考慮しても、大名領主層自らが知っていた地域社会や領民のくらしの様子を伝えてくれる。そもそも大名側が編纂した記録により、なぜ地域の様子を窺えるのか、まずその背景を触れておきたい。

『郷村記』は全領を調査対象にした詳細な記録であり、中国地方の大名毛利氏の『防長風土注進案』（翻刻としては山口文書館編、山口県立山口図書館）に匹敵するといえる。毛利・大村両氏いずれも戦国期に所領を拡大して戦国大名化し、近世大名として定着したものの、毛利氏は関ヶ原合戦後に大幅に領知を削減され、大村氏も隣接諸大名との抗争や長崎の豊臣政権直轄化などで、ともに所領運営に苦慮した。このような歴史的経緯が徳川系の大名（三家・家門など）や外様系の大名にも稀な所領調査とその詳細な記録が生み出される背景といえ、記録編纂の姿勢には、拝領地という本質を持ちつつも自領意識が窺える。^④

大村藩を含め、全ての大名の所領（藩）は、大名独自の領知ではなく、將軍から与えられる所領（拝領地）である。しかし、各村単位で記される『郷村記』には、各村の本来（中期）の領主が誰であるのか、それがいつ頃どのように大村領となったのかという歴史が記され、古蹟や伝承、民俗などまでに及ぶ。地方（藩）統治の役人とは異質は立場から、大村氏は『郷村記』を編纂したとみてよい。『郷村記』という名称にはそのような同氏の認識がストレートに表現されている。

大村氏は朱印高二万七九七三石と小藩大名であり、毛利氏の『防長風土注進案』（三九五冊）に比べると小規模（七九冊）である。しかし『注進案』が江戸時代も終わりに近い天保期編纂なのに対し、『郷村記』編纂はすでに延宝九年に四代純長の命で始まり、安田長恒が編纂を担当し天和三年に一応の完成をみた。しかし、内容の漏れや誤

りも多く、元禄二年に二回目の編纂が行われたものの、編集担当者(村部長英)の死亡で未完成に終わる。その後、五代純尹(藩主在位宝永三→正徳二)、六代純庸(正徳二→享保二二年)の時、それぞれ校修の命があったが完成せず、その後一〇〇年余経過した天保六年、一〇代純昌は『郷村記』継纂を意図して陣容を整え、一二代純熙(すみひろ)の安政三年に最終編纂に着手、領内各地を踏査し七年の歳月を経て文久二年に完成した。『郷村記』の編纂開始は『注進案』に比べかなり早かったが、一度完成した記録は遺漏誤謬が多く改訂が必要で、結局、事実上完結したのは、最初の編集時期から実に一八〇年後であった。しかし困難な事業ながら、必要との認識があったからこそ改訂版も実現し、そこに大村氏の執念が看取される。ちなみに完結した改訂版の凡例(『大村郷村記』第一卷、二頁)には「此書ハ、天和年間安田與惣左衛門長恒 純長公ノ命ヲ蒙テ撰クトコロノ郷村記ニ因ルテ之ヲ修ム」とする。

大村藩領は山がちで平野には恵まれない。また所領内の中心部に大村湾を抱え所領西側(西彼杵半島)の周縁も海というという特性に鑑み、浦・海や船を視野に領内の産物や流通の実態を把握し、かつ歴史・古蹟などの所領の来歴も取り込み記録化した⁽⁵⁾。調査項目は以下のようなものである。すなわち三方を海に囲まれた毛利長州藩『注進案』と同様、自領についてその最小単位である村・浦レベルでのいわば地理歴史の掌握を目指し、「此書ハ、国郡・郷村・地理ノ難易・広狭、四方ノ境界、道路ノ遠近、山川・原野・島嶼・海浦ノ形状、土地ノ肥磽、田畠・石高・租税ノ多寡、神社・仏閣ノ縁起、名所・旧蹟ノ由来、貢賦ノ事実、人・竈・船・牛・馬・池・堤ノ員数、其余樹木・海草ノ類、総シテ其一箇村中ニ有ル程ノ事ハ、聊モ漏ラサス之ヲ載ス」(先掲凡例。『郷村記』第一卷、三頁)とされた。村に関わることは最大漏らさず記すわけだ。

藩校・五教館の助教・松林漸敬が文久二年完結の『郷村記』に記した「序」(前掲書、一→二頁)には、以上述べたような歴代当主(藩主)が関わる編纂経緯が書かれる。そのなかで、

「我藩」にはもともと彼杵・高来・藤津があった。しかし隣敵が所領を侵し、今となつては一つ(彼杵郡)のみ

である。所領地は西側に偏り、高山・大原も多い。海の諸島は遠く隔たつて統治しがたく、また二〇余里という領域の広さは、「上国・大藩」と拮抗する程である。「このように遠方の島なども含む広い」領内の土地が肥えているのか痩せているのか、戸数や人数がどれくらいなのか、かかる事柄を記した書物がないので、「藩政の実務に当たる」家臣は実態を知らず、況んや城内の奥深くいる方々（大名や上層家臣）も同じである。そこで、各当主が『郷村記』編纂や修訂を命じた（原漢文。但し「」内は原文通りで「」は補足。訳・補足とも高野）とし、所領をめぐる攻防での現況、しかしそれにも拘わらない海や島を含む藩領域の広大な性および統治（産物収納）と実態掌握の困難さが記される。しかし（安田）長恒・（村部）長英の労を無駄にしてはならない」思いで策定される領内実態の詳細な調査書『郷村記』は、藩財政の逼迫度が進行していた幕末期には、

民のために利を興し、害を少なくし、領内事情を公開し、これに基づいて出入を勘案して財政運用を図れば、必ず道はある

と謳われるように、民の実情を知らない家臣による民への害を無くして民を利し、調査結果の公開による領内情報の共有化により、藩財政に資する記録とみられている。このような実利的な目的の意識化に、武家領主（大名）統治の本質も指摘できよう。

しかし、『郷村記』の編集を最初に命じた大村純長が、「純長公御代村々由緒一切取調被 仰出⁶」と、領内各村の由緒の詳細な調査を命じたのは大事だろう。純長は、大村出身ではなく、幕府勘定奉行を勤めた甲斐・徳美藩の譜代大名・伊丹勝長の子（四男）で、大村家へ養子に入ったことが、領内把握を志す徹底した村由緒調査を思い立たせたのだらう。それは大村家当主として領内の地域（村）に即した由緒把握の実行でもあり、幕末期に「村中についていささかも漏らさず」という編集方針として継承された。

純長による村由緒の調査は、「天和年中久原村書上」（『大村見聞集』、六一〜六五頁）などに具体化される。その

内容は、大名先祖（大村直澄）と久原村との由緒関係を軸に補充され『郷村記』（『大村郷村記』第一巻、一〇〇—一〇六頁）に反映する。つまり、純長が意図した村由緒の成果は補われつつ『郷村記』編纂に活かされたろう。ただ、彼が企図する調査は、寺社縁起が「弘治の兵乱」、「天正耶蘇の火災」などで消滅したとされるように、史料的な制約もあり十分とはいえなかったが、家記類を利用したり、「出所分明」な「旧来村老ノ口碑ニ伝ハル所ノ説」なども援用しながら進められた（『大村郷村記』第一巻、三頁）。

近世の地域（村）の民俗・伝承は歴史（由緒）とも関わり、くらしのあり方にも連なる事柄だが、その実像を示す史料に恵まれるのは稀である。そのようななか、以上の性格を持つ大村藩『郷村記』は、民俗を含む貴重な生活実態、くらしの情報を提供してくれる。

二、役人と地域社会

1、キリシタン禁制と役人組織

寛文四年七月、大村藩は郡代を設置し、庄屋・問人・百姓や在方（村方）で耕作を行う給人に対し、郡代・代官の指示に従うよう、給人・横目・庄屋宛に指示した。⁷⁾ 同年の一〇月、絹・紬・布・木綿の織り出しの長さや幅に関する公儀触（幕府法令）が出された際、その内容を各村の横目・庄屋・別当・問宛に伝えている（『見聞集』卷三二・『大村見聞集』五一—八頁）。さらにこれより少し下る貞享二年六月、百姓層へ出された「御書付」には、百姓が代官・庄屋および五人組の組頭の管轄下にあり、とりわけ代官・庄屋が「非分」（不当な支配）を行えば、村横目へ届け出るとした。⁸⁾ このような諸規定などにより次の江戸時代前期の在方役人関係がわかる。郡代および代官の管轄のもとに、百姓は相互監視の関係にある五人組を構成し、村は庄屋、町は別当、浦は問という役人が取り仕切る。

その在方支配が十分に機能しているのか監視する役割を各村(町・浦を含む)単位におかれた横目(村横目・町横目)が行う。なお小左司・小頭という役人もいた。松原村では前者が二名、後者が四名、さらに小左司の見習もいて村から合力米などが支給されており(『大村郷村記』第二巻、一四七頁)、庄屋を補佐する役目を担う。

藩側にとっては何れも大事な役人だが、なかでも、庄屋(はじめ肝煎)や問(弁指とも)など、日常直接的に百姓層と関わる役人、および彼らの(不正)に目を光らせる横目は重要だった。百姓層が就く庄屋・問および士分(武士身分)が任を負う横目など、在方役人層は、大村藩にとり喫緊の課題であったキリシタン禁制の動向を背景に形成されてきたと考えられるからである。⁽⁹⁾

大村喜前は慶長期中頃、父・純忠の時代からとってきたキリシタン保護の政策を禁教へ一変させた。その理由は「切支丹宗門之儀者従公儀堅御法度」という表現に象徴されるように、江戸幕府の禁教方針もあるうが、喜前が朝鮮出兵以来、加藤清正の知遇を得て、激しい日蓮宗信徒でキリシタンを憎悪していたという加藤清正の影響の指摘もある。⁽¹¹⁾ 清正を背景とした禁令の真偽は定かではないが、確かに大村領内には、清正が創建に関わったり、清正自身が祭祀される事例が散見する。⁽¹²⁾ 一般的に大名祭祀はその所領に限られるが、清正に限っては全国的に確認される。ただそれは、普請をめぐる信仰や病氣(ハンセン氏病)治療信仰によるものだが、大村領の場合は、それらとは異質な清正信仰⁽¹⁴⁾があり、それが喜前による反キリシタンの志向と清正祭祀との結びつきの反映とも考えられる。

元和九年六月、大村藩は領内の肝煎(後の庄屋)と各浦の間宛てに、「きりしたん出家」(バテレンやパードレ)はいうまでもなく「ぞく(俗)人」(非宗教者)であって、キリシタンに勧誘する者は拘束しキリシタンがいたら藩へ届け出、それとわかりながら通報しなかった者も同罪として、肝煎と問に誓約させた。⁽¹⁵⁾ 寛永期に入ると、キリシタンとともにそもそも村居住ではない座頭瞽女(男女の盲人旅芸人)・慈悲請(勧進者)・乞丐(かたい。病氣など)で物貰い生活をする人⁽¹⁶⁾等も排除の対象とされ、肝煎・問・弁差宛てに通達された。キリシタンと遊芸的な人々は

同じではないが、村人の生活を脅かし、ひいては領主支配に不利益をもたらす恐れを藩側は抱いたのであり、彼らに関する通報・拘束・排除について、領民百姓層でもあった肝煎(庄屋)・問・弁指を通じなされたのだ。キリシタン一揆と幕藩領主が捉える島原一揆が鎮圧された翌寛永一六年、「きりしたん御改」について「村中之者一人も不相残承届」という内容で、各村・浦単位に、庄屋・浦庄屋・問・弁指から誓詞が出されている。⁽¹⁷⁾

横目は在方支配の広範な監視役を果たす存在だが、庄屋(肝煎)・問などと同様、キリシタン禁制に重要な役割を果たした。むしろ、武士層が就く横目は、「惣而村横目之儀、元来宗門事為吟味、公儀江被相違被仰付置候、依之横目勤方宗門方第一二候⁽¹⁸⁾」と、対キリシタン対策の宗門吟味(檀家寺院の改め)のために設置された役人だった。したがって横目(村横目・町横目)は大目付と宗門寺社奉行の両方の配下にあった。⁽¹⁹⁾

明暦三年、大村藩では、郡村を中心にキリシタン六〇〇名程が発覚する大規模な騒動が起こった(郡崩れ)。翌万治元(明暦四)年八月、家老より各村横目宛てに「切支丹之心少も御座候者」の摘発を、「若切支丹之心御座候者聊も乍存、油断不申上候者十類成敗可被仰付事」として厳しく命じた。⁽²⁰⁾この時期の大規模なキリシタン発覚は、大名改易(取り潰し)にもなりかねない出来事であり、幕府勘定奉行を勤めた甲斐・徳美藩の譜代大名・伊丹勝長の子(四男)で大村家へ養子に入っていた藩主・純長の努力でその危機は回避されるが、強い意志でのキリシタン対策も純長は思つたろう。

それは文字通り大村の人々の「心」に立ち入る政策だった。同じ時期に五人組の者がキリシタン宗門改吟味の中心に据えられ、「切支丹之心」の者が一人でも組以外の者による通報で見いだされたら、組中の五人とも同罪とされた。そして宗派は問わず寺手形の奉行所差し出しを命じ、寺請の方針が明確化された。⁽²¹⁾

とりわけ、横目には「切支丹之心」の用捨ない摘発が期待され、翌万治二年五月、藩主・純長自ら、不審なことは庄屋・横目まで届け出、横目は月に三度、宗門の村改めを行うよう指示した。⁽²²⁾「寛文以来村横目江御達書」とされ

る集成史料のなかに、「酉年」に「村々横目」へ宛てられたもので、⁽²³⁾

一、先年より俗人祈祷・ましない致候儀御法度被 仰出候趣相背候者無之哉、弥致吟味他懸り之村ニも無油断心を付可申事

とある。俗人による祈祷・呪いは「宗門」の秩序を乱す異端的な存在とみなされ、それゆえ、キリシタンと同質との見方がある。横目や庄屋宛と考えられる延宝五年二月の「覚」でも、「日本の出家」(僧)ながら変わった「すすめ」(宗教的な勧誘)をする者、ことに旅人山伏またはまじない(呪い)などをする者が来た場合は、一宿も貸してはならないとされるのも、同様の考え方が背景にある。⁽²⁴⁾

次は横目宛の心得(寛文期以降)の一部である。⁽²⁵⁾

- 一、仏事・祭礼・祝言之時心を付可申事
- 一、社墓所ニ諸人参詣之時心を付可申事
- 一、宗門之一類、老人男女ニ心を付可申事
- 一、常々被 仰出候御条目申渡候時、心底より請候者・不請者ニ心を付可申事
- 一、父子ニ離候時歟、又者酒ニ酔申時、其者之言行ニ心を付可申事
- 一、旅人之出家・山伏・非人ニ心を付可申事
- 一、名不知して名聞を申、名薬をもてはやし候者ニ心を付可申事

他所からの来訪者とともに生活のなかでのいわば(民の心)のあり方の検分が、横目には強く求められる。領主側はキリシタン問題を背景に根深い懷疑を領民へ向けており、その見極めの先兵を横目が担う。

本来は、幕府の鎖国政策に応じ、外海沖の蘭船・唐船の監視、海上での密貿易の探索、漂着船救助など、沿岸警備の任にあたった番所も在方支配の機能を担うことになった。正徳三年に大村藩が出した「外目小御番所之御壁書」

には〔見聞集〕一五・〔大村見聞集〕二八五（六頁）、小番所の役務が記される。船に関する監視や諸規定があるのは当然としても、「火の用心」や「宗門」、さらに「所之者公事・出入」などの解決も小番所の仕事とされている。〈鎖国体制〉を維持するための沿岸警備が主務だが、これに関わるキリシタン取り締まりつまり宗門改を役務の一つとするのが、在地支配の番所という性格を強めさせたであろう。やがて、平島・崎戸・松島・黒瀬・面高・中浦・瀬戸・雪ノ浦・神浦・三重両所・陌苺・式見・福田・戸町・浦上・伊木力・長与・時津・西海・村松・大串両所・伊ノ浦の右二四カ所は「島方横目番所」、宮ノ浦・波佐見両所・川棚・彼杵両所・千綿・江ノ串・郡両所・萱瀬・池田・久原両所・鈴田・三浦の一五カ所が「地方横目番所」とされ（〔見聞集〕五二・〔大村見聞集〕八六七～八頁）、本来は沿岸警備を主目的に設置された外海小番所が、他の在方支配の番所と同じ機能を持つものとみなされ、在方支配の要的存在である横目がおかれることになった。

キリシタン禁制を背景に、大村藩在方役人組織は形成される、そのような特質を持ったのである。

2、村の編成と住民

戦国期にいたるまで根強い勢力を持っていた在地領主を傘下におき権力基盤を強めた大村純忠の時代に、近世大村藩領には重要な所領が形成され、これを豊臣政権と徳川政権が相次いで安堵、大村藩成立にいたった。もともと、豊臣政権が天正一六年没収していた長崎を再び大村領に組み入れられなかったが、慶長一〇年、長崎新町（外町）が幕領化した際に、長崎と同時に没収されていた浦上・家野などが返還され、村数四八カ村が定まった。すなわち、城下を含む東彼杵の地方地区・一一カ村、大村湾南部で西彼杵半島の基底部の向地地区・一一カ村、西彼杵半島東側の内海地区・八カ村、西彼杵半島西側と点在する五つの島からなる外海地区・一八カ村である。

この「四八カ村」については伝承があった。彼杵村に関わるものだ。かつて彼杵村の空から杵が降臨し「彼の杵」

を祝い祀り、当地が彼杵荘と称されたが、奈良時代の僧行基が「彼の杵」が降りた所に弥陀像を自ら彫って安置し、彼杵山安全寺となった。この弥陀の四八願を表して四八カ村にしたという。大村氏の検地が彼杵から始まって萱瀬（旧名・皆是）で終わり、萱瀬に検地縄などを納めた堂が建てられたというのもこの故事に由来する（『大村郷村記』第二巻、一二二頁）。そして、古来より大村領は四八カ村とされたというが、実際には、うち一四カ村は有馬領、竜造寺領、平戸（松浦）領、幕府領となり、漸次、大村領ではなくなったために、「四八カ村」が崩れる。

したがって、残り三四カ村から小村一四を新たに設定して旧制に復し、大村領四八ヶ村と称する。一四カ村は、浦上村の内、木場村・北村・家野村・西村・畝苜平村・黒崎村・滑石村、長与村のうち幸田村、伊木力村のうち佐瀬村、全て九ヶ村に、松島・嘉喜浦・江島・平島・大島の五島を加えた、以上の一四カ村である（『大村郷村記』第六巻、四二二頁）。その構成は第1表の通りである。

大村藩では、慶長四年と同一七年に検地を行い、総石高は二万七九七三石八斗七升七合を数えた。これが朱印高となり、近世大名・大村氏の格や幕府役負担の基準などにもなった。なお、近世を通じ、村数は増加し、公式には四八カ村だが、実際には六八カ村となる（第2表の村構成参照）。なお幕末の安政四年に、向地の戸町村が幕府領として収公され、代地の古賀村が、藩領に組み入れられた。

大村藩領の住民構成を示したのが、第2表（地域社会の構成者）である。本表は前述した幕末期に完成する領内調査書『郷村記』に拠り作成した。幕末（安政期）の状況を示す。この記録は、藩側の立場より身分制に基づき記載されるが、これを可能な限り、生業実態の解明という観点から作表した。なお、玖島城下町（大村城下町）は、『郷村記』の区分上は大村（久原・池田）に入り、数値は内数となるが、参考までに掲げた。ただし小路所在の家臣（士分）の竈（世帯）は含まれず、城下町（片町・本町・田町・水主町）所在の竈数である。

『郷村記』は蔵入地を軸に領内把握を目指している。私領（知行地・家臣拝領地）は私領百姓などの表現もあるの

第1表 元和3年の各村高

地区名	村名	村高	地区名	村名	村高
地方	大村	3,144.71700	内海	形上村	108.93332
	郡村	4,062.57330		大串村	577.70000
	萱瀬村	316.96000		八木原村	136.91330
	鈴田村	1,060.28330		川内浦村	241.88660
	三浦村	854.92660		横瀬浦村	95.63333
	江千串村	396.87000	外海	面高村	43.38550
	千綿村	720.21000		天久保村	163.10000
	彼杵村	2,238.15540		大田和村	153.96666
	川棚村	1,526.04000		中浦村	90.66666
	波佐見村	2,484.58500		多以良村	218.51533
宮村	744.90330	瀬戸村		180.72574	
向地	伊木力村	230.67900		雪浦村	106.49490
	佐瀬村	139.79000		神浦村	249.84897
	長与村	1,229.01412		黒崎村	123.41400
	高田村	467.90350		三重村	317.69053
	時津村	1,348.40382	陌荊村	135.24336	
	滑石村	370.48751	式見村	300.0000	
	浦上西村	287.82200	福田村	502.46926	
	浦上北村	592.82300	大島村	19.95116	
	浦上家野村	300.62400	嘉喜浦村	18.38000	
	浦上古場村	428.71800	松島村	51.64940	
戸町村	379.86693	江島村	66.52000		
内海	日並村	111.43330	平島村	12.66666	
	西海浦村	273.93330			
	長浦村	346.40000	計	48ヶ村	27,973.87700

注)「大村家記」2(大村家史料)より作成。

で百姓とした。しかし、私領には百姓のみならず、町人・商人や職人、浦人などを含むと考えられる。江島村の場合、小給・社人・村医以外は私領とされるが、一〇四艘の船が村に存在し、私領(百姓)構成者のほとんどが浦百姓だろう。また、形上村は蔵百姓五軒、浦百姓三軒だが、糶屋二軒・鍛冶屋一軒・染屋一軒・揚酒屋二軒・塩問屋一軒などがあったのが運上銀納の記述からわかり、これらは、私領一七七軒のうちに含まれよう(『大村郷村記』第四卷、三八六頁)。しかし「私領」層の内実を精査し得るデータ記載が『郷村記』にはなく、便宜的に私領は知行地居住の百姓(村百姓)と

商人・職人層					医者・宗教者			その他		龜合計	人 数	一龜当 人 数
町人・ 商人	町間人	扶持 職人	職人	職人 間人	医者	問医	宗教者	浮龜	他			
582		100			2		11	28		2569	9478	3.7
579		31					4	1		671	2199	3.3
					1	1	11	6		705	2528	3.6
					1		7			667	2421	3.6
2			1		1	1	6			410	1505	3.7
		6					2	1	3	508	1867	3.7
		5	1		1		1	1		532	2242	4.2
					1		2			398	1621	4.1
		2			1		2			349	1347	3.9
127		12	1	5	1			1	1	609	2412	4.3
267		9					1	2	2	1035	4662	4.5
51		9	31				3	1		1203	5585	4.6
1		3	62		2					1161	5531	4.8
1		4	24		2				1	659	3099	4.7
		3	5				2	1		519	2556	4.9
								1		219	949	4.3
										110	519	4.7
2		5	35		2			3		947	4544	4.8
										90	451	5.0
		10	104		4			1		852	4347	5.1
										140	608	4.3
								1		74	322	4.4
		1							1	161	786	4.9
										48	226	4.7
		1								227	1066	4.7
										146	803	5.5
					1					159	873	5.5
		1						1		115	608	5.3
										120	669	5.6
					1			1		192	1038	5.4
										91	466	5.1
					1					189	1066	5.6
										136	764	5.6
										47	245	5.2
		1			1					324	1344	4.1

第2表 地域社会の構成者 (1)

		武士層					百姓層			
		侍	給人	足輕・扶持人・家来	間人	小計 (%)	村百姓	村間百姓	浦百姓	浦間百姓
地方	大村(久原・池田)	375	194	301	27	867 (33.7)	725	54	147	17
	内、玖島城下町		13	7	8	28 (4.1)	12		15	
	竹松村		54	47	21	122 (17.3)	289	283	1	
	福重村		58	53	16	127 (19.0)	300	223		
	松原村		25	12	2	39 (9.5)	194	97	69	
	萱瀬村		52	25	7	84 (16.5)	176	130		
	鈴田村		87	203	16	306 (57.5)	151	66		
	三浦村		26	11	10	47 (11.8)	222	87	39	
	江串村		40	109	6	155 (44.4)	117	51	21	
	千綿村		31	35	4	70 (11.4)	217	123	50	
	彼杵村		58	10	13	81 (7.8)	709		56	
	川棚村		75	32	83	190 (15.7)	449	138	331	
	上波佐見村		51	37	67	155 (13.3)	406	532		
下波佐見村		49	37	39	125 (18.9)	309	193			
宮村		68	14	31	113 (21.7)	272	81	46		
向地	伊木力村		2		1	3 (1.3)	162	36	17	
	佐瀬村		1			1 (0.9)	109			
	長与村		22	3	5	30 (3.1)	202	616	52	
	幸田村					0 (0.0)	90			
	時津村		27	7	7	41 (4.8)	299	272	121	
	滑石村					0 (0.0)	140			
	浦上西村		5	6	3	14 (18.9)	45	14		
	浦上北村		5	1	1	7 (4.3)	120	32		
	浦上家野村		2			2 (4.1)	38	8		
浦上木場村		2	1		3 (1.3)	152	71			
内海	日並村		2	2	1	5 (3.4)	138	1		
	西海村		11		1	12 (7.5)	146			
	村松村		17	1	6	24 (20.8)	74		15	
	子々川村			4		4 (3.3)	116			
	長浦村			1	1	2 (1.0)	162		26	
	戸根村		2			2 (2.1)	89			
	形上村		2	1		3 (1.5)	182		3	
	尾戸村		1			1 (0.7)	125		7	3
	小口浦		2			2 (4.2)	2		16	27
三町分		14	1	1	16 (4.9)	174	93	37		

商人・職人層					医者・宗教者			その他		龜合計	人 数	一龜当 人 数
町人・ 商人	町間人	扶持 職人	職人	職人 間人	医者	問医	宗教者	浮龜	他			
		2			1		1			359	1678	4.7
					2					135	733	5.4
							1			117	667	5.7
										85	467	5.5
										60	327	5.5
		2			1					116	559	4.8
							1			150	747	5.0
			1				2			321	1459	4.5
										115	544	4.7
										73	327	4.5
					1		2			305	1456	4.8
		1			1					151	721	4.8
										80	413	5.2
										85	397	4.7
										224	1191	5.3
					1					223	1018	4.6
					1					228	1210	5.3
8					1					201	1019	5.1
1	9	1			1	3	1			679	3931	5.8
		4					1			471	2339	5.0
		7			1					1081	5460	5.1
										257	1457	5.7
		2			1	2	1			629	3430	5.5
						1				280	1564	5.6
					1	1	1			778	4616	5.9
1		1			1		1			536	3026	5.6
								1		193	1007	5.2
								1		153	933	6.1
			1			1				138	704	5.1
					1					121	585	4.8
					2		1			397	2007	5.1
					1		1			168	757	4.5
3					1		1			170	667	3.9

第2表 地域社会の構成者 (2)

		武士層					百姓層			
		侍	給人	足輕・扶持人・家来	間人	小計 (%)	村百姓	村間百姓	浦百姓	浦間百姓
内海	下岳村		21		11	32 (8.9)	241	77	5	
	亀浦村		6		1	7 (5.1)	48	36	16	26
	中山村				1	1 (0.8)	51	64		
	宮浦村		3		1	4 (4.7)	52	10	1	18
	白似田村		3			3 (5.0)	57			
	八木原村		1			1 (0.8)	110		4	
	小迎村		14			14 (9.3)	111	18	3	1
	川内浦村		8		7	15 (4.6)	148	155		
	伊ノ浦		4			4 (3.4)			56	55
	島下浦		4		1	5 (6.8)	1	3	64	
横瀬浦村	1	4	1	2	8 (2.6)	117	174	3		
外海	面高村		9	21	4	34 (22.5)	7	3	88	17
	天久保村					0 (0.0)	80			
	黒口村					0 (0.0)	85			
	大田和村		1			1 (0.4)	223			
	中浦村					0 (0.0)	222			
	多以良村		1			1 (0.4)	224	2		
	七ッ釜浦		5		1	6 (2.9)	50		45	91
	瀬戸村		20	13	5	38 (5.5)	92	365	168	
	雪浦村		17			17 (3.6)	264	160	25	
	神浦村		10	15	2	27 (2.4)	406	282	140	218
	黒崎村		3	7		10 (3.8)	221	26		
	三重村		16	10	3	29 (4.6)	379	38	177	
	陌苺村		5	2	1	8 (2.8)	164		107	
	式見村		13	34	3	50 (6.4)	328	3	394	
	福田村		7	82	31	120 (22.3)	281		127	
	大島村		2		1	3 (1.5)	190			
	黒瀬村		2	3	2	7 (4.5)	145			
	嘉喜浦村		4	10	2	16 (11.5)	1		119	
崎戸浦			10	2	12 (9.9)	3		105		
松島村		15	14	8	37 (9.3)	147	63	147		
江島村		2			2 (1.1)	164				
平島村	1	3	5	2	11 (6.4)	21	3	130		

注) 藤野保編『大村郷村記』全6巻より作成。

して作表した。なお寺内は寺内百姓の表現があり百姓（寺抱の百姓）とする。

私領（百姓）が多様な生業を営む階層からなっていたという問題は本百姓にもいえる。本百姓は私領（百姓）分を含まない蔵百姓（蔵入地百姓）と同義で記され、浦百姓は別記されるのが『郷村記』記載の基本である。しかし神浦村のように本百姓の内訳を村百姓と浦百姓とする場合もある。したがって、本百姓・蔵百姓とある場合は村百姓とした。もつとも、百姓（本百姓・蔵百姓）といっても生業は多様で、浦百姓と区別される場合でも、実際には、商業・漁業に関わるものもいたようだ。例えば竹松村のように、竈として商人・町人の記載がなくとも、運上を課される商人・職人がいる場合がある（『大村郷村記』第二卷、三二―三三頁）。

一方、百姓でも、主たる生業を基本に、釜百姓（塩焼百姓、塩浜百姓）・浜田百姓や皿山百姓（釜司）は職人、前記の浦百姓も本百姓とは区別した。主に塩田経営に浜子として従事する釜百姓・浜田百姓を、藩側は「百姓」と捉えており、浦百姓とみられなくもないが、ここでは生業活動（製塩に必要な特殊な技能・技術を伴う）を重視した。また、川棚村小申には瓶類を釜焼きする瓶山があり、「諸雑用細工人」が、藩側からは「釜百姓」と捉えられているが、これも職人と考える（『大村郷村記』第三卷、二〇七、一三二頁）。上波佐見村では、皿山を構成する釜司（百姓）がいるが、下波佐見村と違い「皿山百姓」という把握ではない。しかし実態は皿山百姓と思われ、皿山百姓とともに職人欄に加えた。なお、これらの階層も農作事に、半農半漁、半農半工で従事していよう。

浦に関わる者としては浦百姓が中心だが、浦人が並立される場合（面高村。『大村郷村記』第五卷、二九四頁）、水夫も含め浦人と一括し、百姓層に組み入れ作表した。浦人は漁業専業者や水上交通者などと考えられる。水夫は藩の御用を勤めるが、家臣ではなく、生業は浦百姓・浦人などと同じく、水上交通や漁業なども行い、『郷村記』では百姓層（浦百姓）として把握されるのが一般的のようである（例えば長与浦）。村松村では、水夫の竈は確認されないが、浦（浦百姓）竈として「水夫屋敷」「水夫田」「水夫畠」が明記される（『大村郷村記』第四卷、三〇三頁）。

このように浦百姓は、水に関わって生業を営む階層として作表した。

問人は「士農工之三民之者共、無給・無名地二而、竈持伝罷在候者共、都而問人と従古来唱申候、依人士問人・職家問人・百姓問人と相分居候」（『見聞集』一五七・『天村見聞集』九六八頁）とされ、『郷村記』では、給人問・問小給・奉公問人および問百姓などと呼ぶ。前者は扶持人層に隣接記載で名称からも士分（武士）関係の問人、後者は百姓関係の問人と捉える。なお、士分関係の問人は、目見百姓、目見町人、苗字帯刀百姓などと隣接記載（上波佐見村。『大村郷村記』第三卷、二六七頁）で、問人が中間身分であることを示す。また、目見、苗字帯刀が許されても、明確に問人とされない百姓は、百姓欄に組み入れる。さらに単に問人とされる場合は、いずれの身分の問人が判断できないが、武士階層に隣接記載の場合は武士関係の問人、百姓関係に隣接の場合は問百姓というように、いずれの階層に隣接するかで判断した。また、蔵問人と蔵問百姓は蔵百姓を挟んで一括記載（亀浦村・宮浦村）されるが、違いが未詳なので、双方とも蔵入地の百姓問人と考えた。神浦村では問百姓の内訳を、村問百姓・浦問百姓・開百姓とし、新開百姓を問百姓に加えるが、他村の場合は新開百姓を別に立項している場合もあり、その際は新開百姓は問人ではなく百姓に組み入れた。

請地家来・拝借家来は、請地人別として当該村居付の給人・扶持人があがるので武士層（萱瀬村）とした。なお、拝領禄高（無高も含め）記載があり記載順序からも家臣団に組み入れられていた職人層（鍛冶・大工・石工など）は扶持人（武士層）だが、ここでは実質的な生業を重視し、扶持職人として扶持を得ない職人層とともに一括して作表した（竹松村、『大村郷村記』第二卷、一七頁、福重村、『同』第二卷、八一頁、川棚村、『同』第三卷、一六四頁）。これは、職人が扶持人化する場合と、村方で無足の者が、大工・大鋸・桶屋その外の職業を望む者があれば、村役人へ願い出、奉行の承認を得て普請方に指図を請けるといように、下禄扶持人の生業化の二つのパターンが考えられるが、いずれにしても、禄拝領があるものの武士層とは考えない寺社の取り扱いに通じる。また医者・宗

教者（山伏）も、記載順序では給人と足軽・扶持人の間に位置づけられ家臣階層といえるが、職人のような禄付も明記されず、医者場合は「村医」などと呼称され、独自の生業で地域社会（村）に存在する階層と考える。間医は医者と領民との中間身分というより、家臣と医者との中間身分の意味だろう。

なお竈数では職人が扶持人として足軽層と一括される場合でも、「住居知行人別」の項で、諸職人として人名・禄高・生業記載があるので、これを参考に扶持職人竈数を把握し調整の上で作表した。大村の久原分・池田分の普請組は扶持職人と思われる。

以上のような方針に基づき作成した第2表から、次のような傾向を指摘できよう。

- i 地方地区に在郷給人が多い
 - ii 浦百姓は外海に多いものの全領的に広がりを持って存在する
 - iii 対照的に町人・商人は城下町や地方地区の特定村（彼岸・千綿・川棚）に集中している
 - iv 職人層も地方・向地地区に偏在するが、町人・商人ほどの集中度はない
 - v 間人は町人・職人層に少ないが、武士層では多くなり、百姓とりわけ村間百姓は相対的に多く、間人が本百姓を上回っている村もある
 - vi 医者・宗教者層は偏在傾向が少なくほぼ全領的にいる
 - vii 一窠（軒・世帯）当たりの人数は、地方地区が少なく向地、さらに内海・外海地区ほど多くなる傾向が窺える
- このような特徴の背景にも触れながら、地域の人々とそのくらしのあり方につき以下にみてみよう。

3、在郷する武士たち

大村藩領社会の大きな特色は、在郷する家臣（武士身分）の存在である。教科書的な理解では、近世には兵農分

離と呼ばれる政策により、武士の城下町集住がいわゆる。それは、兵としての武士の動員がより可能な体制を作ること、また武士階層が百姓層（農民身分）と直接的な関係を結ばないこと、という主に二つの理由があった。とりわけ後者は、在村する武士（在郷給人などと呼ばれる）が、百姓への恣意的な収奪や労働力徴用をさける意味がある。武士の直接的な所領（知行地）支配（地方知行）が改められ、米支給（形式的な所領指定がある蔵米知行やそれがない切米知行など）に切り替えられ在村を禁じる藩の事例は多い。しかし、外様大名領ないし領地変更（転封）がなく家臣（武士）の伝統的なあり方を重んじる風潮が強い大名領などの場合は、地方知行形態が継続され、また知行地などへの在村を認める場合もあり、大村藩もそのような藩の一つである。

大村藩では「慶長高帳」（慶長四年）に拠れば、とくに地方地区には、中世来の在地領主に系譜する階層を軸に、郡村給人、彼岸給人、波佐見給人などみられた。これに対し、向地・外海・内海各地区の在郷給人は西方衆として一括把握され、人数的にも少なかった。それは朝鮮出兵後、これら三地区の在地領主に系譜する家臣団が取り潰されたからだ。第2表で向地・内海・外海三地区の在郷武士が少ないのはかかる歴史的背景があるろう。ともあれ、在郷給人は藩政期を通し存在し続ける。

ただ、それは中世以来の姿ではなかった。まず、家臣団対策（御一門払）や検地実施（慶長四年、同一七年、寛永八〜九年）などを通して、蔵入地（大名直轄地）の設定や知行地割替えに伴う知行地の分散（複数の村での知行地拝領）・相給（一村に複数給人の知行地設定）や知行地外での在村が進み、在郷給人と村社会との排他的関係は変容した。また、寛文年間には、郡役夫（城普請や治水灌漑などの土木工事での労働力提供）と郷役夫（村の渡河・道路・架橋などの工事への労働力提供）として百姓への労働課役が藩により一元的に設定され、給人による百姓への恣意的な労役賦課が制限されることになった。⁽²⁸⁾

さらにこのような在郷給人に加え、鉄砲足軽の設定や新田開発での取立など、在村する武士階層は増加した。鉄

砲足軽は大村喜前が譜代小身侍の末子筋目を選び、鉄砲の者五〇人をつくり、鈴田村において諫早口（佐賀藩領）の押さえとし、さらに五〇人を選抜し、藤津口（同）の押さえとして江串においた。都合一〇〇人となる。以後、取立、立身また新田開発などで人数が増加し、石高四石宛の地を鈴田・江串で与えた。元和年中に鈴田組の半分を久原に移し、城下の守衛とした（百人衆小路）。大村（玖島）城改築の際に、石垣普請が命じられたが、筋目がある者で手垢がつくことを厭って手木で作業し、これより石普請を職業とするようになったという。寛永年中に四石加増で八石、のちに六石に減石され、四・五月と九・一〇月の四ヵ月は普請方免除を願いで認められた。彼らの新田開発高が六石を過ぎた場合は、大名蔵入となるが、在郷足軽層は川棚・波佐見などにも漸次広がり、在郷給人ともあわせ居住範囲が拡大していった（『大村郷村記』第二巻、三一九、三二一～四頁、四一六頁）。

かかる在郷武士の在村形態は、知行地（地方知行）の村に居住する者、知行地以外に居住する者、蔵米取ながら在村する者、地方知行と蔵米知行の二重形態で知行地居住の者や知行地外に在村する者など、知行形態と居住形態とを基準にし七形態に整理できる。⁽²⁹⁾

子細にみれば在郷家臣の形態は静態的ではなかった。例えば、代々浦上村にて小給で知行二石余の松下氏は、村の作奉行や山方の役に就いてきた。⁽³⁰⁾ また、同じ小給といっても分家筋の場合は事情が違うこともあった。もとは松浦氏に系譜する峰伊右衛門昌行は大村喜前に近仕し、肥後国衆一揆に際しては川棚給士（給人）や足軽など都合一五〇人を率い天草へ参陣、朝鮮出兵にも従軍、知行二一〇石余を得ていたという。その子純行も島原一揆鎮圧に足軽三〇人を率い参陣、その子昌茂は宗門奉行に就いた。しかし徒士であったその弟某の子・殿助は三浦村で新地三石一斗余を開発して小給となったが、その地位は養子やその子孫にはつながらなかった。また殿助の弟・某は間人として江串村に住した。⁽³¹⁾ このように在郷武士は士分だが、先祖から子孫、また親族集団でみた場合、必ずしも士分としての安定的な地位が保証されているとはいえない存在でもあった。

在郷武士は少ない拝領石高による生活の糧として、また、開発地の分知取立や家格上昇などを目途に耕作を行うのは例外ではなく、ために藩は、耕作従事の限りは郡代の下知（指示）に従うものとし、⁽³²⁾「百姓地をかかへ作仕候者之儀者、たとひ給人二而も百姓並之役可申付事」と百姓同様の役負担の義務があった。

しかし、百姓とは違う特権を持ち、山野の用益・用水などでの不平等利用が認められた。例えば、牛馬での一ヵ月の薪取定日は、馬廻以上一〇日間、大給より小給まで六日間、足軽以下は三日間という。⁽³⁴⁾ また給人耕作は、「小身の士、本意にはあらず候得共、耕作不致候而は、取統御奉公相成間敷、無余儀思召上」て藩側が認めているにも拘わらず、「百姓共の土地を貪り耕作致候ては、百姓の家業を掠め」るため「筋無き事」である。それは、「余慶（計）之土地買込、自分致耕作」すれば、「百姓共作所ニ放れ、難儀に相成」からだ。⁽³⁵⁾ 在郷武士の百姓経営を圧迫するような自作（耕作）を、藩は江戸時代の後期には憂慮する事態となった。低い禄高の武士の在村や耕作を、藩は容認したものの、地域の人々にとっては生業・生活を圧迫する、という存在でもあった。

三、くらしのあり方

1、様々な生業

(a) 生業とサイクル

大村藩領の人々はどうのような生業を行っていたのか、日常的なくらしを成り立たせているものを重視しつつみておこう。

藩が享保一九年、いわゆる享保飢饉に関し幕府へ提出した現状報告には、人々の生業の特色が端的に表現される（『大村見聞集』、九九八頁）。そこでは、

藩領社会の人々とくらし

藩領社会の人々とくらし

- i 「領分は一体田畑少なく野山多く、海広き所故先年より漁事ニ而勝手向之助け成り共罷り成り」
 - ii 「魚漁」の「産業」の一つは「鯨組」
 - iii 「領中所々皿山これ有り、瀬戸物焼き出し」で「右之場所は数多之人も入り込み渡世仕り」
 - iv 「野山ニ而渡世仕り候者共多く御座候」
 - v 「塩焼（製塩）・瓦師・炭焼等之家業之者も御座候」
- と指摘される。本報告書の眼目は、

vi 「長崎も不繁昌故、漁獵の品交易不束」

vii 「鯨組不漁」

viii 「近年皿山衰微」

ix 「次第人民殖え野山も浅く罷り成り」

x 「樹木払底」

との諸産業不振の訴えにあるが、大村の人々の生業が田畠の希少性から海産や林産にも比重をおき、本来は豊かな木材を使用した製塩・瓦業や炭焼きなども欠かせない仕事であったのがわかる。しかし、田畠農耕に限らずいづれの生業もそれ一つでくらしを成り立たせるのは難しく、例えば職人の場合、小身者で家職のみではとり続かないので、自家用分だけの耕作は許容するが、余計な農業は百姓を難儀にするので心得るべきとされた。⁽³⁶⁾

このようになか、家産と呼べるものが蓄えられたろう。天保二年の野岳村の小さな事件からもそれは窺える。百姓儀太郎の伴喜太郎は生来の「不作行」者で家族や周囲の者が意見を加えても用いず、家業の農業に身をいれず、果ては自分の家の穀物・家財・農具・馬などまで盗みだし、売り払って家計困窮に陥った。見かねた儀太郎は息子をたしなめたのだろうか、喜太郎は父に悪態をつき、戸板で押さえ踏みつけに及んだ。七月一四日のことで息子は

揚屋に禁固となつた。⁽³⁷⁾ 本事件で、一般的は百姓は、上納した後に残る日々の糧となつたであろう穀物や、それらの生産収穫の際に使う農具や馬などの家畜を、いわば家産として家別に持つていたのがわかる（共同所持利用の分も想定される）。主な日々の食糧は、上納対象にはならない山や海・川などでの採集物であつたろう。

領内の諸産物については、『郷村記』の「山野土産之事」「海草之事」「売出物之事」および「諸運上并諸上納物之事」などの記事が参考になる。⁽³⁸⁾ 売出形態は、振売（行商）など生産者が小規模に行うものから問屋に買い取られるもの、領外売出（移出）など様々なレベルが想定される。また非売出品は、藩に納入されたり自家消費に当てられるよう。このうち生産（収穫）者の基本である百姓の生業についてみてみよう。

田・畠・山仕事、半農半漁の者は漁労も行い、生産物を行商するものもいたろう。そこから生活の糧を得て、領主へ年貢・諸役を納める。

以下は「見聞集」（『大村見聞集』八九四〜九九頁）に載る「百姓田」「畑」「柚方」「野業」および「海川・内海魚漁並磯物」「外海魚漁并磯物」をもとに大村藩領に住む百姓の平均的な生業を追つたものである。なお生業・生活は年間サイクルの繰り返しという側面があり、年中行事の性格も持つ。

百姓は正月二日から働き始める。田の鍬入初めである。四・五日には耕作開始だが、地域により二月からのところもある。正月中から二月にかけ、早田・中田・晩田の種籾の準備をし、二月始め頃より苗代所を拵える。二月二〇日頃、苗代所に草を入れ肥やしをかけ、その後、準備していた種籾を苗代所に蒔く。三月初めより田の畦を塗りに固め、田に水を入れる。四月頃よりかしき（刈敷）を田に入れ、中しろ（代掻き）を鋤き、二番かしきを入れ、さらに焼酒かす・鯨の骨かすなどを加える。焼酒かすは、畠作物の一つで大村地方の主要食・甘藷を原料にした焼酎粕と考えられ、鯨の骨は深沢家が捕鯨業を営んでいたので入手可能だろう。外海地区ではこのほか海藻を田の肥料として用いた。四月二四・五日頃に早稲を植える。これは種籾を蒔いて日数六四・五日に当たる時期がよいという。

そして五月一〇日頃までに中田・晩田も植え付ける。これ以上、田植えを延ばしては収穫が半減するという半夏生（夏至の二一日目から五日間）の前に当たる。

他方、畠は正月四日・五日頃より麦に肥やしをかけ、一四・五日頃より、粟・稗・芋・野稻のための地寄せを行い、二月一四・五日頃より、野稻・芋・粟・稗・麻などを段々に作る。春彼岸にひともし（葱か）の類や胡瓜、三月に瓜を作る。また正月末時分にタバコ苗・茄子苗の準備をしていたが、四月一四・五日に作付けが、木綿とともにされる。同時期に麦刈もあつた。五月半夏生の頃に大豆・赤豆・大角豆などを作つた。これ以後、畠の草取りが続く。

田でも早稲・中田・晩田の草取りが六月初め頃より始まり、二番草、場合により三番草まで取られる。七月末時分より早稲が、八月初めから二〇日にかけて中田、さらに同二四・五日頃より晩田が、それぞれ刈り取られる。田刈りは植付けから日数八〇日時分がよいとされる。

畠（畑）は作物の入れ替わりの変化に富む。七月初めより蕎麦・大根の畠が拵えられ、七月中旬頃、菜・大根・蕎麦の作付けが始まる。夏の土用が終わって日数一八日で蕎麦作りをするとの伝承があつた。同じ頃、野稻・稗が出来て刈り取られる。八月初め頃には大角豆・粟が収穫、同じ頃、小麦が作付けされる。秋の彼岸あるいは土用のうちが小麦の作り時と伝えられていた。九月中旬から一〇月には大麦が作られる。一〇月二〇日頃には赤豆・大豆・芋、同月末には大根、さらに蕎麦の収穫である。一月初めより麦の肥やしかけなどの世話で年を越した。

畠作物は農民の自給栽培として日常生活に用いられた。芋（甘藷）は米にかわる主食として役割は大きく、享保一七年、蝗虫の大量発生により西日本を襲つた飢饉に際する、米麦値段の高騰のなかでも（第3表参照）、他藩ほどの餓死者がでなかつたとされるのは、この芋のお陰とされる（後述）。

田や畠での作付けと収穫、およびそれに関わる諸作業の合間をぬい、「農業のいとま」に山での仕事をする。とく

に田畠の仕事が少ない（農閑期）九月から正月にかけ炭焼き、さらに二・三月まで、旅船が多いために木材伐採、また日常生活に欠かせない薪も「不断切取」と頻繁にされる。農作業が忙しいなかでも、六・七月には葛取り、八・九月は竹切りの時節によい。なお竹は入用の際は時期を選ばなかった。さらに専ら住居用の品として、六・七月には畳茅、七・八月は苫・茅、八月から一〇月にかけては萩（萩垣用か）、九月から正月までは屋根茅がそれぞれ切り取られた。

年間を通し、内海（大村湾）では、鯛・小鯛・鱈・鱧・鯖・鯔などが釣りや網、また鳥賊・蛸などが鉾突で、さらに長崎俵物となる生海鼠の採集も行われる。海草類は二・三月に揚がる。外海では鰹・鮪・海老さらに鯨突が目立ち、雲丹（ウニ）や栄螺（サザエ）・蛇などの貝類、和布（ワカメ）・ひじきなどの海藻類が採られる。川魚では、鰻・鮎・鮒・白魚などを季節に応じ得る。浦百姓の多くは農事も行う半農半漁で行商も行った。鯨の場合、鯨組など資本投下（大村藩の深沢家など）されれば、労働者という性格も持った。

(b) 負担と家計

生業で得た物はまず藩に納める。大村藩では、寛永八年の三回目検地で年貢率が確定した。本途物成、四ツ五分、米一石につき四斗五升で、これに代官の収納事務費である口米・九升と村役人費用の夫石・七升五合が加わり、これら三者を合わせた一石につき五斗三升四合、率にして五三・四％が年貢米である。残額の四斗六升六合が収入になるのかといえそうではない。畠などで取れる特産物にも課税される建前で、寛永八年に決まった

藩領社会の人々とくらし

第3表 享保飢饉時の米麦値段

	享保17年 5～7月	享保17年 7～11月	享保17年 11～12月	享保17年12月 ～18年8月	18年8月末から の内証値段	極上り詰値段
米 1 俵	19匁5分	33匁	28匁	34匁	24匁5分	45匁～57匁
小麦 1 俵	14匁6分	17匁3分	21匁	25匁3分	18匁4分	33匁
大麦 1 俵	9匁8分	11匁5分	14匁	17匁	12匁2分5厘	27匁

注) 藤野保・清水紘一編『大村見聞集』991頁より作成。

規定では、村単位の上納で、胡麻、上茶、豎炭、薪、大根、ながいも、栗、萱畳、いぐさ、稻巻、すり糖、麻柄、藁、飼葉など一四品目とされ、基準量が指定された。これに労働課役としての郡役夫と郷役夫がある。前者は治水灌漑など比較的規模が大きな土木工事への従事課役で、一五〜六〇歳の男子が年三日働くのが基本だが、文化年間に銀納化され、竈（世帯）当たり、郡役夫は日数三日の課役に対し銀三匁納入とされた。後者は村の河・橋・道などの工事従事の課役で、郡役夫と同じ基準で課される。

これら、現物納を基本とする本途物成・口米・夫石に小物成および労働課役としての役夫（のち銀納化）が藩へ軒（竈・世帯別）別に納める負担の基本である。

しかし、これらにとどまらず、領民はさらに賦課された。まず領主が臨時に徴収した増納分が定常化した普請料がある。村出目米・公役賃米・諸出目と称されるのは多岐にわたった。つまり、村役人にかかる諸経費や大神宮・多羅山・宝円寺など特定寺社の祭祀費用や山伏祈祷者・座頭など村廻廃止に伴う祈祷料負担を公定し納めさせた。さらに、村人は各村単位の寺社や山伏、村方での絵踏費用、村医扶持など、地域社会の宗教者や医療者など、日常生活に関わる人々を経済的に抱える立場でもあり、相応の公的負担が求められた。負担額には倒者（経済的困窮者）などの事情が考慮はされたが、地域の共同体的な生活維持を目的に藩側が公的負担を求めたのである。このほか、新供用を名目とした薪山手銀、朝鮮出兵時の船いかりの綱の材料の名目で賦課され定常化した家別苧（麻苧。一部銀納）、牛馬所持者を対象に一疋当たり銀三分の駄口銀などは、臨時増の恒常化、受益者負担など様々な事情を背景に賦課された。また飢饉時などの村の臨時入用などの名目で義倉米銭なども義務づけられた（『大村郷村記』第六卷、四二六〜四三七頁）。

これらの負担は、村人にはかなりの出費だろう。しかし村人が生業、農業を営むためには、さらに必要経費がかかる。『郷村記』には「百姓農具入目」が各村ごとに掲載される。一年一軒当たりの経費で、土臼・箕・米卸・釜・

鍬・鋤・馬把・千歯などがあがり、農具ごとに購入代（代刎）が記される。ただこれらのなかには数年単位で交換するものもあり、それらについては、

鋤壹丁 代刎式斗二升 式ヶ年二壹丁作る、壹ヶ年分壹斗壹升

と一ヶ年分として計上され合算される。ほかに種子刎や肥料もある。肥料は干鰯など金肥購入もあるが、普及度が低いためか（海草や人糞肥料が主流）、計上されない。

以上、村人は生業による一定の生産をあげるものの、藩への納入のほか、村社会での生活や生業に欠かせない必要経費も重なるという状況であった。

ところで、村人一軒の収支バランス、いわば家計がどのようなものかは、明らかにできない。しかし、『郷村記』の記述からいくつかのモデルを介し、幕末期の百姓経営の実相につき垣間見るのはできる。大村藩領における蔵入地百姓（蔵百姓）の平均所持面積は約八反、知行地（私領）百姓は三反である。³⁹『郷村記』は先述したように、蔵入地の領民実態を軸に調査、記述されており、田三反と畠五反の耕作モデルを掲げるのは、相応の実態反映とみなせる。ただ、地方には差がある。近世前期、寛永八〜一〇年の検地に際し、大村藩では、田で上々田一石八斗から四下田八斗、また畠で上々畠七斗から四下畠六升、それぞれ七段階もの等級を設けていた。このような地方の差は幕末段階でも解消されず、『郷村記』でも田・畠を上・中・下に区分している。百姓所持面積が八反にしても、同一地方の耕作地だったとは限らなかつたろうが、ここでは、同一地方の「中田」（一反当たり刎一二俵。一俵は三斗一升。『大村郷村記』第六卷、四二七頁）を三反と「中畠」を五反、計八反を耕作する萱瀬村の百姓を想定しよう（『大村郷村記』第二卷、萱瀬村）。

中田三反を耕作する場合、収穫高は五石四斗六升で俵に詰めると三六俵である。このうち、一九俵一斗三升一合が蔵納（本途物成・口米・夫石相当）、一俵一斗八升が普請会所納め（普請料）、九俵六升二合は公的支出の村出目

米・公役賃米および私的支出の種子粉・農具料である。残念ながらこれらの内訳は記されないが、このうち別記される農具料は、一四種類の農具代（このほか部品〔鍬刃先〕と修復〔千歯〕代を含む）として、一カ年代粉で九俵一斗三升の費用が計上され、收穫高の二六・一%が農具（整備）代で、かなり高額となる。ちなみに種子粉・村出目米・公役賃米・農具料としてあがる九俵六升二合を上回って計算が合わないが、ために、このなかには諸出目（共同体維持の性格が強い支出）が含まれない可能性が高く、別途支出であつたらう（後述）。

以上を差し引き百姓の手許に残る（作得）のは五俵二斗二升七合（俵換算で五・七三俵）、收穫高の一五・九%に過ぎない。なおこれは粃高で、脱穀後の実質的な米高は二俵二斗六升三合五勺である。一俵を六〇kgとすれば、約一七一kg。これが、中田の場合の年間消費可能米量である。

畠（中畠）は連作作物となりやや複雑である。五反のうち、例えば、三反は大麥（一反当たり四俵收穫）、一反は小麦（同二俵一斗）、一反は大豆（同一俵一斗五升）を作り、合わせ俵数で一五俵二斗五升（俵換算で一五・七八俵）の收穫である。その後、一反は蕎麥（三俵）、五畝は粟（一俵一斗五升）、二反は芋（甘藷）、一反五畝は大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜諸類を作る。大麥・小麦・大豆および蕎麥・粟の收穫高合計は二〇俵一斗で、このうち二斗七升が蔵納め、二斗二升が普請会所納め、四俵一斗三升二合が、種子・村出目米・公役賃米として納入され、残り六俵七升八合（俵換算で六・二五俵）、收穫高の三九・六%が手許に残り、さらに大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜諸類は納入不要で、これらが作得となる。見方にもよるが、收穫量に対する作得率からすれば、畠作が田作より有利であつた。

上と下についても簡単にみよう。上田三反の收穫高は四五俵、作得分は一一俵二升八合で、作得率は二四・六%、上畠五反の收穫高は二六俵に大角豆や野菜諸類、作得分は九俵一斗七升で、作得率は三六・七%、大角豆や野菜諸類は納入不要である。また、下田三反の收穫高は三〇俵、作得分は三俵一斗二升三合で、作得率は僅かに一一・三%、

下畠五反の収穫高は一三俵一斗に大角豆や野菜諸類、作得分は一俵一斗八升一合で、作得率も一一・九%、ただ大角豆や野菜諸類は納入不要である。

このように、中にくらべれば上の作得率はよく下は極端に悪い。しかし、総じて、米や大麦・小麦・大豆・蕎麦・粟など、納入負担義務がある主要な穀物類の作得は少なく、その分を納入義務がない大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜諸類などで、生活の自給度を高め、交換や売却による手立てによる現物・現銀収入の手立てでも必要であつたろう。

先述したように、共同体(村)維持の性格が強い諸出目は、以上の支出分に含まれていないと考えられるが、幸いにその軒別負担額は別記部分でかなりわかる。萱瀬村の場合を列記すれば、大神宮初穂料として一一〇〜二〇文、宝円寺祈禱料が銭三文、多羅山祭礼初穂米として米五合一勺〜一合六勺、藩と関わり深い観音寺・快行院などの宗教者へ米一升四合九勺から四合六勺、郡方雨乞い費用で銭七文、八幡宮・春日社札料などで四八文、牛痘種代(天然痘対策)として銭四文、横目方費用に銭二四文、村医二人扶持として米と麦でそれぞれ一升二合〜五合、山伏宝蔵院の家祓料に米一升五合、念仏・奉加代として正法寺納分が銭九五文、同じく西教寺納分が銭一一九文と同寺扶持として米と大麦をそれぞれ一升、絵踏代(キリシタン摘発としての踏み絵実施費用)として一人前(これは一軒当たりの軒別ではない)銭二三文などが計上される。

これらは個別には大きな額ではなく、また既述のごとく倒者は予め納入対象者からはずされ、さらに納入額も家計事情が考慮されてか、幅が設けてある。しかし、宗教者納めを中心に多くの費目支出は、やはりかなり負担だらう。本来、宗教は民のくらしに自然と根付く性格を持つが、大村藩領では寺社・山伏などと祈禱者を領主が経済的に結びつけようとしており、絵踏み費用の個人別負担も合わせキリシタン問題の根深さがみえる。

(c) 家船

大村藩に特徴的なくらしのあり方に「家船」がある。陸上に生活拠点をおかず船上で生業を営み生活する形態は、東南アジアから東アジアの海岸地域や大河流域に確認できる。⁽⁴⁰⁾これは一般的に「家船」(えぶね)と呼ばれ、日本列島では瀬戸内海域に集中的にみられるほか、日本海側や太平洋側に散在するが、九州北西部もその存在が目立ち、⁽⁴¹⁾歴史的には大村藩領外海地区の瀬戸を中心に嘉喜浦および崎戸に存在した。

家船の由緒を記した史料⁽⁴²⁾に拠れば、一六世紀の初め、大村領主・大村純伊は有馬氏との中岳合戦に敗れ、玄界灘の孤島・加々良島(加唐島)に敗走する際、外海の家船衆が純伊の逃走を助け、純伊の本領回復を祈願し、伊勢・多賀岡宮へ参拝した時も家船衆の船を用いたといい、この功績で、以後、領海内は勝手次第に漁ができた⁽⁴³⁾とされる。『郷村記』に拠れば、瀬戸村の六三三艘(男一五八人、女一五一人)、嘉喜浦に三八艘、崎戸浦に二九艘があった。

瀬戸村の場合、三枚帆ほどの船に妻子も乗り組み、冬春は鮑を採り、四月より六月までは葛網を引き、七月より九月までは、鮪網を引き、また常に銚をもって魚を突き渡世する。惣領が壮年となり、嫁を取り船を譲るには胴の間を渡し、親は鱸(とも)の間に隠居するという。公儀(藩)へ献上の切髪斗仕立ての鮑取りに毎年江島へ出勤する。瀬戸村からの台所納物の一つとして鮑四二盃が、年始・歳暮の二回、崎戸と嘉喜浦の家船が舫い、瀬戸家船は隔年に城内台所へ納めた。なお瀬戸浦では全戸数の一割、一艘当たり平均五人となる(『大村郷村記』第五卷、四五九頁)。

嘉喜浦の家船の場合、家船の者同士で嫁取りし、外の社会の人々と婚姻の縁を結ばなかったという。当浦には古くから住したが、文政元年、藩は黒瀬村の寺島へ移住させ、本竈に野地一段、局住居の者に五畝宛、上納無しで与え居宅を構えさせた。これは船住居してきた家船の者が、病気や大風の際に難渋するからだ。その後、寺島で牧場が再開され、旧のように嘉喜浦・崎戸へ帰住し、同浦支配となった。かつ嘉喜浦の内より三段ほど、請山にして家

船の人々へ渡された（『大村郷村記』第六巻、三二〇頁）。このように、家船の人々の陸あがりの動向も江戸時代後期にはみられた。

また、根拠地に近い農民のなから、「ツケヤド」と呼ぶ家を一軒だけ選び、これと特定の関係を持った。季節に応じ、不要な衣類を預かってもらったり、魚突きの鉾にあてる竹を乾燥させるため、炉の上に吊して、いぶしてもらうなどした。瀬戸では、裕福な農家は、四〜五戸の家船のツケ宿になっていたという。さらに、農村との間で家船の魚と麦・甘藷などとの交換も行われ、これを「カエキ」と称した。カエキは海岸からの一定範囲に限られたが、瀬戸家船では、一艘につき二〜五軒の一定した交換先があり、これを「トクイ」と呼んだ。そして家船相互でトクイを横取りしないしきたりであった。さらにトクイのなかで親密な家を、家船側では「イトコ」あるいは「シンルイ」と称し、このような家に海産物を贈り、五節句などに招待されるのが楽しみであったという。⁽⁴⁴⁾ なおこの宿をめぐっては、家船の人々の衣類や道具類の保管よりは、収穫物の販売や保存加工のための集荷問屋的な性格をもった「廻船問屋」の可能性も指摘されている。⁽⁴⁵⁾

ところで、家船の人々は蔑視の対象でもあった。瀬戸家船の人は「赤猫」という言葉を嫌ったという。赤猫とは水田にいるイモリのこと、イモリは時々水面にでて息を吸うことから、それをもぐりの様に例え、地域民との間にいさかきも生じた。⁽⁴⁶⁾

(d) 商工業種

領内の商工業は、製造・販売また購入などを通して人々のくらしを支える。第4表は領内商工業者の概要を示すために、飲食・葉種、衣料などのカテゴリーに区分し作成したが、その有り様を把握するのは難しい。ただ『郷村記』には運上を納めた業種を各村ごとに確認でき、ここではこれに基づき作表した。しかし運上を納めない場合も

第4表 領内商工業種

	業 種	運 上 銀	軒 数			
			地 方	向 地	内 海	外 海
飲食・業種 関 係	酒屋	19貫856匁5分	46	20	19	46
	糝屋	6貫742匁6分4厘	93	11	21	31
	豆腐屋	810匁	94	7	4	48
	蒟蒻屋	28匁5分	7	1		3
	肴屋	4匁	1			
	味噌醤油屋	103匁	4	2		
	素麺塩小売	73匁				2
	素麺問屋・小売	20目				4
	米屋	1貫80目	22	8		8
	魚問屋	1貫500目	2			
塩問屋・塩売	123匁5分	5	1	18	11	
薬種屋・丸散薬	408匁	4				
衣料関係	染屋	3貫300目2分5厘	72	14	24	43
	綿屋	4貫625匁	32	7	15	22
	呉服屋	64匁5分	1			1
	藍問屋	100目	2			
鉄製品・鋳 産 関係	鋳物師屋	129匁	2			
	鍛冶屋	2貫203匁7分5厘	48	6	15	37
	鍍鋼売	7匁5分	1			
	鍍釘小売	21匁5分				1
	鍋釜売	21匁5分	1			
	石炭問屋	300目				1
工芸・加工 関 係	紙漉	383匁	77		2	
	蠟・油絞・油小売	2貫19匁	38	1	3	4
	鬘付屋	35匁	2			1
	小問物売	216匁	14	2		
	たばこ屋	15匁	1			
	薪屋	90目	3			
	干鯛問屋	80目				1
窯業関係	皿山	12貫129匁2分	3			
	瓶山	60目	1			
	瓦焼	240目	17	2	1	4
流通・金融 関 係	問屋	5貫351匁	4	2	10	19
	諸色問屋	43匁	1			
	船問屋	265匁				2
	小店・出店小売	341匁5分		1	2	47
	居商人	33匁				5
	質屋	3貫829匁5分	13	3	2	10

注) 藤野保編『大村郷村記』第1巻29～31頁および各村の「請運上并諸納物之事」より作成。銀は称量貨幣で1貫は1000匁(1匁=1目=3.75g)。

藩領社会の人々とくらし

あり必ずしも網羅的ではない。第5表は、大村（玖島）城下の商人について、かかる運上の有無に基づき作表したもので、むしろ運上を納めない商人が多様で、総じて小規模（小商人）な様子が推測できるが、運上を納める商人も商売時期は限定的で、專業化の程度は必ずしも高くない。また運上を納める場合、その額は業種により相違し、同業種でも、「半運上」などの条件で同額とは限らない（『大村郷村記』第四卷、三八六頁、形上村）。しかし、第4表により領内商工業者の業種・産品の種別や地域別のおよその動向は理解できよう。

ところで株で軒数化されないものは多く、ここでも兼業的な性格の強さが指摘できる。そもそも株付与は藩による商工業育成と保護の役割を持った。天保十一年一〇月、地方地区の松原より三浦までの小商売は、無株禁止とされた。一方、城下町と彼岸町では、酒造・酒造付糶・場完糶・染屋・質屋・種油搾・薬種・丸散・魚問屋・鋳物師の株以外は、願に及ばず勝手次第商売とし、このほかにも、菓子屋（鈴田村）、豆腐屋・細物屋・荒物屋（池田分）、豆腐屋・細物屋（久原分）、産物諸色売弘所（下岳村）、おこしや（竹松村）、塩坐・素麺問屋（瀬戸浦）などの株が減じられ、商売参入がしやすい環境が作られる。つまり、在町など商売の環境が十分でないところは株付与で育成するが、城下町やその周辺は株を少なくし勝手商売化した。ただ主要なものは株仕立てを継続したのである（『九葉実録』第四冊、二〇四頁）。

また、小間物屋と木綿屋（『大村郷村記』三卷、川棚村、二〇八頁）、酒屋附糶屋（『大村郷村記』四、一四七頁、時津村）、味噌醬油・蒟蒻（時津村、一四七頁）など、明らかな兼業もあり、作表（第4表）に際し、同質性が高いものは、筆頭の業種、同質性が低い場合は、別業種としてそれぞれカウントしている。

なお労働者を雇用して運上のみを納めた賃綿弓（綿打ち業）などもあるが（福重村、『大村郷村記』第二卷、一〇八頁）、軒数としてあがらない。このように運上を納めるものの、軒数化されなかったものは軒数に組み入れていない。既述のように運上を納めない場合も多く見られ、かかる実態を想定すれば、小規模ながらも生業の一部として

第5表 大村城下町商人

	商人	軒数	商売時期	運上銀	値段基準	備考
運上相納商人	酒屋	11軒	10月～12月作り込み。2～3月焼酒煎	86匁	毎年米御立直次第	
	糝屋	9軒	8月～2月	22匁	米1斗につき1斗1升、9月末より1斗3升替	
	豆腐屋	11軒	9月～3月。他は逃えがある時分	10匁	毎年大豆相場次第	
	素麺屋	3軒	5月～8月	20目	毎年大豆相場次第	
	打綿屋	29軒	8月～4月	35匁	年々相場次第	
	紙屋	1軒		1枚充相定	他所より持来町中商人に相渡す紙に一切判形仕口銭取	他領より調売出し
	目籠商売	目籠札33枚		1枚に付6匁		肴諸色受置振売
運上無き商人	呉服屋	4軒。其外小商人は定無し			年々元買相応に商売	京・大坂・長崎・佐賀より調置売出し
	油屋	1軒。其外小商人は定無し			年々元買相応に商売	木の实種油・鯨油商売
	魚屋	5軒。其外小商人は定無し			時々元買相応に売出し	外海・内海・長崎・諫早より調置売出し
	米屋	11軒	御上米売延に受取り不断商売		毎年御立直に売出し。1俵につき3升の利分	
	味噌・酢・醤油屋	7軒。但し少し充の商売有り			味噌は上中下相究め、年々大豆直段次第。酢は年々米相場次第直段相究め。この内御台所酢差上げ。醤油値段、年々大豆・麦相場次第	
	菓子屋	3軒。1軒は誂の重の内など望み次第に拵え出し			元買相応に売出し	饅頭其外商売。焼菓子の類長崎より調置。
	飴屋	定無し			年々相場次第に少し充商売	
	木菓子売	定無し			年々相場次第に少し充商売	
	茸屋	1軒。其外小商人は定無し	茅瀬山より時々調置商売		毎年相定	斤目・升目に売出し
	こんにやく屋	5軒	9月～3月		元買相応に売出し	
	細物屋	14軒	不断商売		元買相応に売出し	京・大坂・長崎より調置
	びん付屋	4軒	不断練置商売		定有り	蠟または松脂と油を練り合わせた鬢付油商売
	もとゆい売	定無し			元買相応に売出し	佐賀より元結（髻を結う紐）調置
	焼物屋	1軒。其外小商人は定無し			元買相応に売出し	波佐見より調置

注) 藤野保・清水紘一編『大村見聞集』892～894頁より作成。

藩領社会の人々とくらし

の商売の兼業実態があったと思われる。

皿山がある波佐見上村では、宿米屋一軒と皿山米屋二軒との米屋棲み分けがみられたり、皿山薪屋三軒、皿山揚酒屋のように、地域産業に特化した商売（皿山使用の燃料・薪）が営まれた（『大村郷村記』第三卷、波佐見上村、二八八頁）。また、商売関係の運上がみられない村がある一方（向地の浦上北村・浦上家野村）、外海では商売業種が多い（瀬戸、雪浦、神浦）。

運上銀に着目すれば、藩が関わる皿山や、軒数が多く金融業的性格の併有も想定される酒屋・糶屋などを除けば、運上額が多いとはいえず、幕末期に多様な商工業種の展開は指摘できるものの、兼業的な零細業種が主流で、商工業の自立的展開（專業化）の度合いは低く、人々のくらしの基本は自給経済の域にとどまっていたとみられる。また、地方地区に諸業種が集中するという偏在性も指摘できよう。ただ内海・外海両地区に塩問屋・塩売り、また外海地区に問屋・小店・出店小売などが多いのは注目される。漁獲物の塩加工や船運を利用した流通が小売も巻き込み相応に展開していた事情があるろう。例えば、「外目（海）廻村見聞書上」⁽⁴⁷⁾によれば、藩役人が廻村中の万治三年七月、雪浦村には、播磨船二艘・四国船三艘が、材木・こり木（樵木。薪用などの伐採木）買のために入っており、「五艘ながら大船」であった。七ツ釜浦には、淡路船一艘、四国船一艘が樵木買のために着船、中浦には堺船一艘が「売買」のためにいた。さらに、面高浦は廻船数多く、一八端（枚）帆から五端帆（帆の枚数、つまり端数で和船の大きさは表す）まで二五艘ほど浦に繋留され、それらは、摂津・播磨・四国・肥後・肥前・筑前・薩摩・唐津などの船であった。外海地区の流通業者は、諸品の移出入と当地での集荷販売を担っていたとみられる。

働く人々の賃銭ほどの程度であろうか。川棚では江戸末期、村役人・給人・郷々の小頭が庄屋宅に集まり、話し合いで定められた。それによれば、大工は一日米一升代払い、つまり時の米値段の一升分が支払われる。嘉永四年の記録では、米一升九〇文でこれが大工の日給である。このような決め方で、大工・大鋸・木挽は外仕事で一日、

米一升七合五勺と割高となり、葺手（屋根葺）米八合と割安である。同じ建築関係の職人でも、仕事の内容で賃金差がある。また、平夫（単純労働者）は米六合で外仕事一升、女日雇は米三合、外仕事は米六合とされ、男女や屋内外などの賃金格差もあった。⁽⁴⁸⁾

2、人々の日常食

大村藩領の人々は日常的にどのような食事をしたのか。これは時期や地域性の差により一様ではあるまい。もつとも食に関する網羅的な史料がなく、まずは二〇世紀初めのデータをみることにしよう。ただ、米の一反当たり収量（『郷村記』による安政期データ）は、彼杵村で一・五九石、長浦村で〇・七八石なのに対し、大正二二〜四年の米の一反当たり収量は、東彼杵郡が一・六二石、大村湾西岸の西彼杵郡が一・四九石で、同じ時期の日本の平均一・八八石に比べると、ともに少なく、江戸期と同水準の生産力だったと考えてよく、⁽⁴⁹⁾だとすれば、村人の米の可能消費量が少ない状況も改善されてはいないだろう。したがって、次ぎにあげるデータは、ある程度、江戸時代の人々の食生活を反映している可能性がある。

東彼杵郡の村人の主食を中心とした日常食は（『長崎県東彼杵郡誌』東彼杵郡教育会、一九一七年、三三七〜五一九頁。現代文表現）、

松原村 米麦を常食とし副食物は魚肉と蔬菜類

彼杵村 常食は米・麦・甘藷にして農家に於いては一日四食の風習あり

川棚村 村民一般の常食は甘藷で、米麦のみを用いるのは百戸中で数戸。夏期に麦を用いるほか、甘藷に米を混ぜる

上波佐見村 飲食は麦・甘藷などを用い、一日三食以上の家が少なくない

宮村 農家は一般に甘藷と麦を常食。米は大部分売却

というものである。川棚の記述から階層差が想定されるが、おおよそ麦と甘藷に少量の米が入った飯が多かったようだ。なお、この地域の麦飯は裸麦で小麦は麵にして食したという。副食にはビタミン類として蔬菜、タンパク源として魚肉を採り、労働に合わせたのか三食以上で、激しい労働と粗末な食事の場合は食事回数は増える傾向にあった。⁽³⁰⁾ 対して西彼杵郡（西彼杵半島）の村人の日常食は、次のようである（『郷土誌』西彼杵郡各小学校、一九一八年。頁なし。現代文表現）。

黒瀬村 米の産出が少ないのでほとんど全く甘藷を主食とし、米粒を口にするのは少ない。しかし、魚類の摂取量が多いため身体は大変に強く、終日の労役にも疲労を感じない

江島村 甘藷を常食とし、昼は農業、夜は漁業をする

いずれも甘藷は日常の主食とする。両村とも島の村で、本データ（『郷土誌』）の西彼杵半島の村々の記述には日常食の記述はない。ただ、平野が少ないため魚類が栄養源であったろう。⁽³¹⁾

これら二〇世紀初めの状況が近世まで遡及出来るとすれば、地域差がありつつも甘藷が大村藩領の人々にとり基本的な日常食であったといえる。一九世紀初め（天保期）、長崎から下関に行く途中、外海の松島に寄った人物が、食事を提供してもらった土地の人の話として、

此所にては米を焚て喰は稀にして朝夕ならでは麦飯とてもなければ。これ（甘藷）をまいらす（差し上げる）なり。その薯（甘薯、甘藷）を喰て汁を吸い玉へといへり。此国々の田家にては皆かくの如く、この薯ばかりを朝夕食すれども各々壮健なり。

と記している。⁽³²⁾ 外海の松島はもとより、大村藩領では、米食のみならず麦食も少なかったようである。朝夕は甘藷を主食としたが健康という。先に見た二〇世紀初めの大村地域のデータと甘藷が基本という点では同じである。

甘藷（琉球芋）の栽培の始まりは特定できないが、福岡藩の宮崎安貞は、「これ（甘藷）いまだ諸国に種子なしといへども、長崎に多き物なり⁽⁵³⁾」といい、享保飢饉の際に大村藩領の人々の命を多く救ったので、一八世紀前後にはすでに大村藩領で栽培されていたろう。村々の売出物としての「芋」が甘藷に相当し、これに「生芋」（里芋か）、「切芋」（つくね芋か）など、甘藷を含めた芋類は、主要な食材穀物だった。なお享保二〇年刊行で長崎町人・西川如見が記した『長崎夜話草』では、「赤芋琉球芋」（甘藷）について「唐人は酒にも造り、又水飛し、粉を取て餅にしたるは上品の物⁽⁵⁵⁾」とある。焼酎や餅の原材料の焼酎粕は鯨骨粕などとともに肥料でもあり、甘藷・芋類の用途は広範だった。

ただし、デンプンを含有する甘藷などの芋類は、エネルギー源として大事だが、体を作るものになるタンパク質が希少で、それは大豆を原料とした味噌や豆腐などで補給されることになろう。前掲第4表にみるように、大豆などを発酵させる糶屋や豆腐屋は地域差はあるものの、大村藩領の全域に展開する。これに比べ味噌関連業の店は少なく、内海・外海地区には全くない。もともと豆腐などと違い保存性は高いので、同地区に多い問屋や小店・出店を通じ提供されたであろう。また、塩問屋・塩売が同地区に多く、醤油・味噌の自家用仕込みに使われる塩の提供がなされたとも考えられる⁽⁵⁶⁾。

この地域でもっとも重要なタンパク源が魚類であったのは、前掲『郷土誌』データからも窺える。『郷村記』記載の村々の産物をもみても、鯛・干鯛が目を引く。後者は肥料としての使用・販売（売出物）が中心だろうが、保存がきくタンパク源であり、内海・外海地区に塩問屋・塩小売が多いのは、塩魚製造用であったともいう⁽⁵⁷⁾。ただ、大規模魚網や船曳網など漁法が工夫される江戸時代中期以降に鯛は大量消費されるようになり、大村領でも同様だろう。したがって、江戸時代の前半は、米・麦などの穀類や味噌などの大豆加工品が主で、次第に甘藷や鯛類が重要になり⁽⁵⁸⁾、これに年間を通じ採集される「山野植物」（第6表）が蔬菜類を中心にビタミンやその他の栄養源として補給

第6表 山野植物

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
葛	←→											
よめかはき	←→											
つくし・川ちさ	←→											
すみれ	←→											
うと	←→											
蕨	←→											
ふき・蓬・徳利苺	←→											
揚梅				←→								
竹の子				←→								
青梅				←→								
百合草				←→								
枇杷・山椒				←→								
むかご・ぐみ・栗								←→				
椎									←→			
椪の実									←→			
山芋	←→								←→			
芹	←→									←→		
野老（やまいも）	←→											←→
椎茸・舞茸・平茸	←→							←→				
松茸									←→			
平茸												←→

注) 藤野保・清水紘一編『大村見聞集』896～897頁より作成。

された。

ところで非自給の食品であれば購入しなければならぬが、高値なら困る。食はくらしの根幹である。藩は、物価について商売の品々はなるべく安値で売り、藩内の需要が他所に持ち越されず、藩内で済むように心懸け、市中の栄えとなる自覚を商人は持つべきとした⁽⁵⁹⁾。文化一三年、豆腐一丁一文売を城下町の豆腐屋仲間が藩へ申請した。これに拠れば、必要経費は原料の大豆が一升三合で代六五文（一升五〇文）、燃料の薪代が二〇文で合計八五文である。豆腐一二丁売れて、売り上げ二二〇文、差し引きの三五文が利潤となる。⁽⁶⁰⁾ちなみに嘉永四年段階での食品関係の物価は、米一升九〇文、酒一

升一二〇文、塩一斗一二〇文、豆腐一丁一五文、蒟蒻一丁七文、わかめ一斤二二文である。

また生産者の必要経費だが、農産物生産に使われる肥料の干鰯一俵（六貫入）一二五〇文、かしき（肥料用刈敷）一把八文、下肥一荷（肥料用）一〇〇文であった。⁽⁶¹⁾

大村藩領の人々は、食に関わる諸産物を、他領からの移入物も含め交換や売買を通し融通しながら、くらしを営んでいたのである。

3、地域由緒と民俗

人々のくらしを映し出す民俗は様々な姿をみせる。それが年中行事となり芸能として娯楽化もした。ただ民俗は地域の由緒や特性と結びつきながら形成される側面を持つ。例えば、「盆踊之儀者畢竟古来より作祭りと申伝御由緒有之踊」（「見聞集」五九、『大村見聞集』九九一頁）という盆踊りは生業の民俗といえるが、文明年間に、大村純伊が萱瀬村中岳の合戦で流浪し、その後、逃れていた加々良島（加唐島）から帰郡し、諸社の造営をして祖先の霊位を祭り、神仏に奉幣したのが始まりといい、大村家の由緒と深く関わったものとされる（『大村郷村記』第二巻、五六～七頁）。

このようにみれば、かつてキリシタン大名領であったがゆえの禁教の歴史および旧在地領主に連なる給人などの在郷を背景とした士分との近接性、この二つの大村領独自の由緒・地域特性は、民俗のあり方に影響している。ここでは地域の由緒や特性を背景に持つこれら二つのタイプの民俗が人々のくらしと結びつく様をみておこう。

(a) キリシタン禁制と神仏信仰

大村藩領内で大規模なキリシタンが発覚した（郡崩れ）翌明暦四年八月、藩は「村々制法」（「見聞集」四二、『大

村見聞集』六九四〜六九五頁）を出し、第一条で、「村中・五人組中随分念を入、切支丹宗門改吟味可仕事」とした。村支配の要がキリシタン禁制とされ、藩は村横目や庄屋を通し、人々の「心」の穿鑿まで行うようになったが（先述「キリシタン禁制と役人組織」）、その柱の一つは「寺手形之儀、諸宗共二其寺之住持二申請之可致所持事」（同法八条）で明記された寺請制である。これとともに、

一、鎮守大小ニよらず、しめをはり掃除等怠間敷事

附り、其所々之祭礼無懈怠任、祭之日ハ商売耕作一切無用、祭一篇ニ致社参可仕、并其日之儀者鎮守於道筋商売不苦事

とした（一〇条）。地域の氏神（鎮守）を清浄ななかで祭祀し、祭日には生業（商売耕作）を休み祭祀を行い、それが賑わうように露天商売も禁じないとして、氏神祭りを督励した。神仏への信仰、帰依を定着させ、キリシタンの「心」を排除する意図は明白で、キリシタンと同じく異端的な存在として「旅之乞食・非人」やこのような遊芸的勸進者による「氣違よみかへり」の如き呪い行為も禁止した（一二条）。かかるキリシタン禁令、神仏祭祀の督励、異端的宗教の排除という方向性は、その後も維持され、近世中期と思われる「制法」（『見聞集』四二、『大村見聞集』六九〇〜一頁）にも踏襲されている（一〜五条）。

ところで村横目は「何事ニよらず見聞仕候儀自分之不加了簡、虚実之無差別、有体ニ御目付方迄無油断相達」するものとされ、具体的には「村中別条無之候ハ、其旨一月〜之末ニ書付を以、便次第ニ可申越事」と、月末毎に、担当村の状況を虚偽遺漏なく報告する義務があった。⁽⁶²⁾

そのような村横目の万治二〜三年にかけての報告書が残る。例えば外海の中浦村横目が万治二年一〇月二九日に大目付へ提出した「十月之書上之覚」によれば、同村人は月の一日と九日は「御宮」（氏神社）へ参拝、浄土真宗の者は二八日の寺参り、一四日と二七日は浄土真宗の念仏を唱える念仏講を行った。日蓮宗信徒は一五日に寺参り、

八日と一二日は題目唱えの題目講を催している、などと報告される。⁽⁶⁵⁾ 何れの村も書きぶりに異同はあるが同内容で、万治三年七月二十九日の三重村横目の「覚」〔見聞集〕四一、『大村見聞集』六八一頁〕には、

一、村中男女二よらす信心二見へ、節々御寺参・御宮参り無油断仕、就夫女共寺参之時毎月包米持参仕、此頃は別而、田初尾と見へ、又はまめさ、げ重箱壱つ充持参申候、又人二より芋初尾と相見少し充持参申候、近年村中別而信心二罷成候故と奉存候事

と、寺社への「信心」が厚くなつてきたといわれる。それはキリシタンの「心」など異端的な民俗宗教が意識されていよう。少々のことでも日帳を記載の上で言上することが義務づけられる横目のこのような報告は、人々のくらしのなかの民俗・信仰の様子を伝えたものといえるかもしれない。

キリシタン信仰は領民の神仏への信仰心をベースにしており、したがって、禁教となれば、容易に神仏信仰に回帰し得た可能性もあるといわれる。⁽⁶⁶⁾ 万治三年七月、楠本七郎左衛門が、浦上、福田浦、式見、畝荊、三重、神浦、雪浦、瀬戸、松島、崎戸・嘉喜、大島、多以良・七ツ釜浦、中浦、大和田、黒口、天窪・面高、横瀬浦・水ノ浦、河内浦など外海の村浦を廻った報告には、各村記載の第一条目に、文言の相違はあるが、村人の信心が厚いこと、各家ごとに仏壇があること、毎月の題目を唱える寄合があること、宮（村の氏神社）参りも欠かされず宮掃除が行き届いていること、が記される〔見聞集〕四一、『大村見聞集』、六八一―五頁〕。外海廻村の藩役人も村目付同様の記録をしたわけである。

萱瀬坂口の愛宕大権現の由緒は古く天文一六年に当地の領主・田中但馬前氏が逆修に建立した地蔵をもととし、明暦三年の郡崩れ（キリシタン発覚事件）の際に領内安全が祈願され、崩れ騒動の後に神社がない領内の村々での堂社建立を藩が企図し、そのような背景で地蔵を権現に改め、坂口郷の氏神にされたという〔大村郷村記〕第二卷、二二六頁〕。

このような事例も含め、藩側が領内の人々の信仰生活に入り込んでおり、キリシタン信仰からの本来の民俗的なあり方に戻ったという側面とともに、領主主導による習俗形成を受容したという側面もある。それは、領民が武士在郷の地域特性などにより武士層と心性面で近接していた、いわば土分的な權威に親和的、という背景が伏在すると思われる。

(b) 土分と民俗

先にみた盆踊りは大村純伊の伝承を持つ。同じく純伊の帰郷の頃に肥前須古（現佐賀県杵島郡白石町）の者が来て、帰郷の祝いに踊りを教え、純伊は月輪で顔を隠し太鼓を打って舞い踊ったのに由来するという「須古踊」（『大村郷村記』第二卷、一二五頁）、中国浪人法養という者が郡村に来て教え、「大さつま」と号して黒丸村の定踊になったという「黒丸踊」（『同』第二卷、五七頁）、さらに純伊帰郷後に城内での馬の湯洗いがやり難く寺で行ったという故事に由来する福重・松原村の「馬場洗」、大村純忠の思し召し通りに吉事が起こった逸話に由来する郡村沖田の「長太刀踊」（沖田踊）（『見聞集』二八、『大村見聞集』四四三頁）などは、大村氏に連なる民俗芸能である。

くらしに切実な病気に関わるものもある。戦国期大村氏最大の平山城である三城城跡の大手の路傍に、五尺程の首実検石という大石がある。三城籠城の時、大村純忠が大渡野軍兵衛（戦国期の諫早領主西郷氏の大将）の首をすえて実検した石という。地域の人々はこの石の中程の水溜まりの水を、腫れ物治癒を祈願して患部につければ、治ると伝える（『大村郷村記』第一卷、一〇七頁）。また竹松村久保田の丹生大明神の観音は、元禄三年八月、原口村百姓権左衛門が疱瘡（天然痘）立願につき拜殿を新規建立、の由緒を持つ（『大村郷村記』第二卷、四九頁）。

大村氏が創建に関わる寺社で民俗伝承の対象になったものもある。大村池田分の大杉大明神は寛政一〇年に円融

寺勧請で建立され、稲荷大明神（稲荷社）が同殿となる。稲荷社はもと三城城内の鎮守で元禄年中に村川主馬右衛門の霊夢で純長の武運長久や領内安全の祈願のために、大杉大明神の境内に再建されたが、地域の人々は、三城の古城跡に住む白狐は当社の眷属で、その頃、通夜の者は毎朝、白狐をみたという（『大村郷村記』第一卷、二二六頁）。また、大村氏をめぐる祈願を機縁に持ち、村人が建立、村鎮守となる場合もある。萱瀬石場の三社大権現はその一つである。文明年中の大村純伊の肥前加々良島への潜居の際、萱瀬中の者が祈願を当社に籠め、祈願成就により建立したという（『大村郷村記』第二卷、一二五～六頁）。

このような大村家由緒と民俗形成の結びつきとともに、村の鎮守に当地の給人層が関わる事例が多くあるのは注目される。尾戸村（現長崎市琴海尾戸町）は、川添忠右衛門なる人物が藩へ提出した謹書によれば以下のように由緒を持つ。もとは馬の牧場で、馬垣の地名も残る。延宝二年六月に塩焼（塩田）の者が二竈男女五人で移住してきたという。同三年に安芸国の欠落者二家男女一〇人が居付き、その後、人家が増加、延享元年には当地開発のための手代が置かれ耕作地拡大が進んだようだが、安永八年には「田地少く百姓難儀」のため、一町三段余が郡役夫にて、役方より潟開になったという。そして、天明七年に針尾半左衛門の知行地となった。彼が寛政二年に建立したのが当村鎮守の八幡宮である。幕末段階では懸持知行人は針尾氏と森氏の二氏だが、知行高は針尾氏が七五石、森氏三石五斗余で針尾氏が多く、同村の村高一〇八石余の七割を占める。また村の竈数一三六軒のうち私領（知行地）は一二五軒である。さらに庄屋・村目付・小左司も針尾九左衛門が担当している（『大村郷村記』第四卷、三九五～四〇六頁）。したがって、当村における給人針尾氏の影響力は極めて強く、村の鎮守の八幡宮も建立したのである。藩が開発を手がけてきた当村について、知行地として針尾氏へ与えることにより、その村経営を委任したとみられようか。

川内浦村の鎮守・七面大明神は万治三年九月一九日、大村又助家来の与兵衛・千五左衛門が建立した。幕末期に

大村邦三郎という懸持知行人がいるので、それと関わりある人物だろう。当村は慶長四年に一七二石七斗を大村清助が知行、清助は民部大輔代の御一門払の時に浪人で平戸へいったという（『大村郷村記』第五卷、二一六〜七頁）。瀬戸村鎮守の長濱大明神は、往古は宮の原にあったが、寛永九年に白浜に遷座し、その後、破却に及んだが、寛文一〇年に地頭（給人）長井又六郎が再興したとされる（『同』第五卷、四五一〜二頁）。

雪浦村の鎮守・三社大権現は、延宝五年再建されたが、その際の棟札に「大檀那」として藩主・大村純長と領主（給人）富永文左衛門種清の名があり、「領内安全当所豊饒」を祈念する銘がある。雪浦村は往古、田川家代々の領地とされるが、推移があり、慶長年中に朝鮮出兵の軍功で富永四郎左衛門忠清の知行となり、代々が知行、子孫種清が領主として再建したのである。なお天明三年に、子孫種英は当地没収となり、一五〇石の蔵米取となったが、種依の代に再び、二〇〇石を当地で再知行した。当社は幕末期まで、富永氏が再興した鎮守社として存在した（『大村郷村記』第六卷、三三〜五頁）。なお雪浦村には「重盛塚」がある。当村の小松郷は、平家没落の際に、小松内大臣平重盛が潜んだ伝承がある。当地で周辺と言葉が異なるのもその故といわれていた。さらに、この辺の山には刃釜白あるいは銷の形の石があるといい、平家の落人が山中に忍んだ際に、炊飯や米搗きに用いた石と伝えられた（『大村郷村記』第六卷、三六頁）。

このように、大村領の人々の民俗には大村氏やその家臣（かつての在地領主）など武士との由緒を潜ませるものが多くあり、そこに武士的権威との親和性をみることができよう。

おわりに

大名領主・大村氏が、藩領社会の実態把握のため二〇〇年近くかけ編纂した『郷村記』。本稿では、民俗慣習まで

含めた領民のくらしのありようを、本記録を軸に復元しようとした。領主側の意図に拠るデータから領民の構成やくらしを読み込むには、自ずと史料的な制約があり、相応の操作が必要だ。本稿はそのような史料分析の可能性の試みでもあり、領民のくらしを個々の負担や家計のレベルから読み取り、藩領社会の地域特性の考察を行ってきた。

中世からの居付大名・大村氏が支配し、キリシタン教会に寄進されのちに異国交渉の場ともなる旧領長崎を囲む大村藩の地域社会を特色づけるものは、キリシタンの存在とその禁令化、武士身分に属する給人（家臣化した旧在地領主や足軽層）の在郷制、山がちな地形でかつ内海（大村湾）と外海という海も包括する自然環境、の三点をあげることができ、これらは相互に関連し合いながら、地域の全般に大きく関わった。そしてそれは、かかる特性を持つ藩領社会にくらす人々の社会認識にも少なからず影響を与えたるう。

大村藩領は、地方・向地・内海・外海という呼称で区分されるいくつかの地区から構成され、それにともなつて多様な生業が兼業的な性格を持ちつつ展開し、耕作地の地目（田・畠など）や地力（単位面積当たりの生産量）の違い、また持高・家産の多寡も存在した。しかし、共通する性格として、かつてキリシタン大名領であったことは、商工業の専業化も十分に進展しないような低い生産力事情も背景として信徒が展開したことを窺わせ、また兵農分離という分業も不十分ななかでの武士在郷は、士分への近接性・親和性を生もう。さらにキリシタンをターゲットに拡大する異端的存在への排外意識が、村居住ではない座頭替女・慈悲請・乞丐などにも及び、キリシタン禁令や神仏祭祀の督励、異端的宗教の排除という社会政策の方向性は、ある種のアイデンティティ（「日本」的価値観に統合・回収される性格も持つことになる「藩」アイデンティティ⁽⁶⁶⁾の形成につながるのではという見通しを持っている。述べてきたように、大村藩領は、「家船」に象徴されるように外海・内海を軸にいわば海域世界に広がりを持つ環境にある。諸品売買の他領船の出入もあつた。しかしそれがゆえに、沿岸警備や抜荷対策のために設置された遠見番所はキリシタン・異端への対応という、社会秩序の維持の役割も担っていく。

旧領の長崎（貿易都市）に近接し海城世界に接続する地域性は、大村藩領社会の人々にどのような社会認識の醸成を促すのか。これは、武士階層が作り出した宗門人別改制を基本枠組みとした秩序に対する近世の民の観念を探る上でも、考慮すべき問題群を提供しよう。本稿はこのような事象をみるため、近世の人々の具体的な「くらし」のあり方を、「藩領社会」を対象にみようとしたりとしたささやかな仕事である。

註

- (1) 拙著『藩国と藩輔の構図』、名著出版、二〇〇二年、同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年。
- (2) 渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』岩田書院、二〇〇五年、渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政』岩田書院、二〇〇八年、荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構』岩田書院、二〇一一年、近年では野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』吉川弘文館、二〇一四年など。
- (3) 長崎歴史文化博物館所蔵。本稿での引用は藤野保編『大村郷村記』全六巻、国書刊行会、一九八二年に拠る。本史料集の引用注は原則として本文に補記する。
- (4) 大名の自領認識や治政観をめぐる筆者のとりあえずの見方は、拙著『大名の相貌——時代性とイメージ化——』清文堂出版、二〇一四年、参照。
- (5) 藤野保「大村藩」『長崎県史』藩政編、吉川弘文館、一九七三年、同「大村藩と郷村記」『大村史談』一六、一九七九年。
- (6) 藤野保・清水紘一編『大村見聞集』高科書店、一九九四年、六一頁。原史料名は「見聞集」（大村市立史料館蔵）。
- (7) 「見聞集」三三、寛文四年七月一日「口上之覚」・「大村見聞集」五一七～八頁。
- (8) 貞享二年六月一日「御書付」。長崎県史編纂委員会編『長崎県史 史料編』第二、吉川弘文館、一九六四年、六九～七一頁など。
- (9) 藤野前掲「大村藩」六七頁。

藩領社会の人々とくらし

- (10) 延宝五年二月二日「覚」、大村史談会編『九葉実録』第一冊、一九九四年、五八頁。
- (11) 久田松和則『大村史 琴湖の月日』一九八九年、国書刊行会、一六二頁。
- (12) 『郷村記』によれば、加藤清正是大村池田の本経寺、同正法寺、福重村妙宣寺の由緒に関わり、大村池田に一カ所、彼村に一カ所、下波佐見村に一カ所、下岳村に一カ所、それぞれ祭祀される。
- (13) 拙著『民俗神や民族神との関係分析を通した近世武家権力神に関する基礎的研究』平成一三〜一六年度科学研究費研究 研究成果報告書、二〇〇五年。
- (14) 加藤清正祭祀については福西大輔『加藤清正公信仰——人を神に祀る習俗——』岩田書院、二〇二二年参照。
- (15) 「見聞集」一一、「私領・公領ニきもいりニよらず可申渡事」・『大村見聞集』一四九頁。
- (16) 「見聞集」一一、「此中数度申触候得共いよ／＼為慥之申渡候条々」(寛永二年卯月二六日)。「見聞集」一一、寛永五年七月二四日「大村領分村々江申渡条々」・『大村見聞集』一四九〜五〇頁。
- (17) 「見聞集」一一、「諸村庄屋共誓詞之事」・『大村見聞集』一六〇〜七頁。
- (18) 「見聞集」四三、酉二月十日「覚」(寛文以降。家老より村々横目宛)・『大村見聞集』七〇八頁。
- (19) 年不詳(宝暦三年から同九年)「要録」(「岩永充三氏文書」長崎県西海市)。
- (20) 「見聞集」三九、明暦四年八月二日「村々横目江云渡之覚」・『大村見聞集』六四八頁。
- (21) 「見聞集」三九、明暦四年八月二日「村々江云渡覚書」・『大村見聞集』六四七頁。
- (22) 「見聞集」四二、万治二年五月三日「覚」(純長公御書)・『大村見聞集』六九七頁。
- (23) 前掲註(18)史料・『大村見聞集』七〇八頁。
- (24) 「九葉実録」巻三、延宝五年二月二日「覚」・『九葉実録』第一冊、五八頁。
- (25) 「見聞集」四三、「村々横目心得之事」九月二日・『大村見聞集』七〇七頁。
- (26) 文化一一年三月「郡方江相達候書付」(「大村家史料」〇、二〇四、一四)。
- (27) 拙稿「近世の武士と知行」『九州文化史研究所紀要』五七、二〇一四年。
- (28) 藤野前掲「大村藩」一八〜二三頁、二九〜四八頁、六三〜七頁。
- (29) 藤野前掲「大村藩」一四三頁。

- (30) 「新撰土系録」卷三。「大村家史料」(大村市立史料館蔵)。
- (31) 「新撰土系録」卷四。
- (32) 「見聞集」三三、寛文四年七月朔日「口上之覚」・「大村見聞集」五一七頁。
- (33) 「九葉実録」卷三、天和二年二月三日「令」・「九葉実録」第一冊、七四頁。
- (34) 「九葉実録」一七、宝曆九年六月一日「牛馬ニ而薪取定日」・「九葉実録」第二冊、一四八頁。
- (35) 寛政元年二月「四民江之御教諭」・「長崎県史 史料編」第二、八二頁。
- (36) 寛政元年二月「工匠えの御示」、『九葉実録』第五冊、二八一頁。
- (37) 「天保十二年十二月改 犯科帳」(『大村家文書』〇、二〇三、四)。
- (38) 筆者はこれらを典拠に、農林産物、海産水産物、畜産物、鉱産物に分類、その上で食用・薬用か加工品(加工用品)かの用途を付記し、これらのうちで売出品を示した表(「大村藩における生産物及売出物」)を、大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第三卷・近世編、大村市、二〇一五年に掲載(第一章第四節)したので参照されたい。
- (39) 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻、大村市役所、一九六二年、三七五頁。
- (40) 浅川滋男「東アジア漂流民と家船居住」『鳥取環境大学紀要』創刊号、二〇〇三年。
- (41) 吉田敬市「日本に於ける家舟的聚落の調査」(谷川健一編『漂流民——家船と糸満——』日本民俗文化資料集成第三卷、一九九二年)。
- (42) 「家船之由来」「家船由緒書」。「大村家史料」(大村市立史料館蔵)所収。
- (43) 久田松前掲書、一九三〜四頁。
- (44) 羽原又吉『漂流民』岩波新書、一九六三年、一四八頁。
- (45) 安野眞幸「長崎開港史 家船の陸上がりの視点から」『弘前大学教育学部教科教育研究紀要』二八、一九九八年、一〇頁。
- (46) 深潟久「家船の人々」(谷川健一責任編集前掲『漂流民』)三八六頁。
- (47) 「見聞集」四一、「楠本七郎左衛門廻村書上之事」・「大村見聞集」六八三〜四頁。
- (48) 「広田家文書」(喜々津健寿『大村藩の産業経済史』(肥前歴史叢書 五)芸文堂、一九八〇年、二一九〜二二二頁)。
- (49) 有蘭正一郎「九州大村藩領の村人の日常食」『愛大史学 日本史・アジア史・地理学』一三、二〇〇四年。

藩領社会の人々とくらし

- (50) 宮本常一「食事生活雑考」宮本常一著作集 二四、一九七七年。
- (51) 以上、有蘭前掲「九州大村藩領の村人の日常食」。
- (52) 天保四年「序」がある『都鄙安逸伝』（吉井始子編『江戸時代料理本集成』（翻刻）第七卷、臨川書店、一九八〇年）三一九頁。
- (53) 宮崎安貞編録『農業全書』（岩波文庫）、岩波書店、二〇〇三年（第九刷）、二〇二頁。原書は元禄九年刊。
- (54) 松井保男「享保の大飢饉と大村藩」『大村史談』四九、一九九八年。
- (55) 西川如見著『町人囊・百姓囊 長崎夜話草』（岩波文庫）、岩波書店、一九八五年（第四刷）。
- (56) (57) 喜々津健寿「大村藩の漁村 内海の部」『大村史談』一二、一九七七年。
- (58) 有蘭前掲論文「第11図 大村藩領における村人の日常食の変遷模式図」参照。
- (59) 寛政元年二月「商人江之御示」・「長崎県史 史料編」第二、九九頁。
- (60) 喜々津前掲『大村藩の産業経済史』二一六～七頁。
- (61) 喜々津前掲書、二一三頁。
- (62) 「見聞集」四三、寛文四年四月二二日「覚」・「大村見聞集」七〇五頁。
- (63) 「見聞集」四一、「村横目月書上之事」・「大村見聞集」六七八～九頁。
- (64) 午二月八日「仰渡」。「諸事要集素書 一」（「大村家史料」〇、二〇四、二九）所収。
- (65) 久田松前掲書、一八三～四頁。
- (66) 拙稿「大名と藩」（大津透他編『岩波講座 日本歴史』第二一卷、岩波書店、二〇一四年）。

追記

本稿は大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第三卷・近世編、二〇一五年のために執筆したが、作表も含め削減掲載となったので、筆者の「藩領社会」論の立場から、改めて削減分を組み入れ再構成した。筆者の研究の出発点は大村藩であり、長年にわたりご指導いただいた藤野保先生に深謝するとともに、編さん室の皆様にもお礼を申し上げたい。